

地方への人の流れを加速化させ

持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築

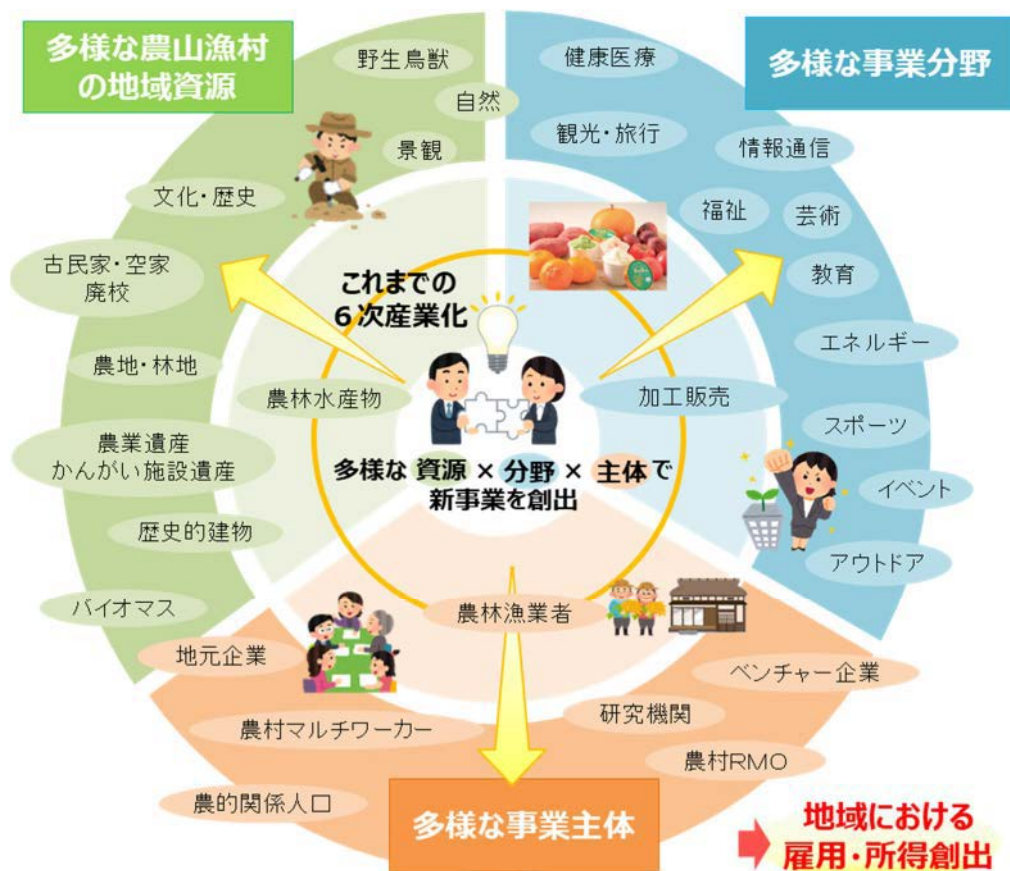
このとりまとめは、両検討会における議論を踏まえ、
大都市への過度な集中を是正し、地方への人の流れを加速化させることで、
多様な主体が農村に定住し、新しいライフスタイルを実現するとともに、
災害に強く、持続的で強靱な国土を実現するために、
今まさに求められている「新しい農村政策」の具体的な施策の方向性を
示したものである。

令和4年4月1日

新しい農村政策の在り方に関する検討会

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

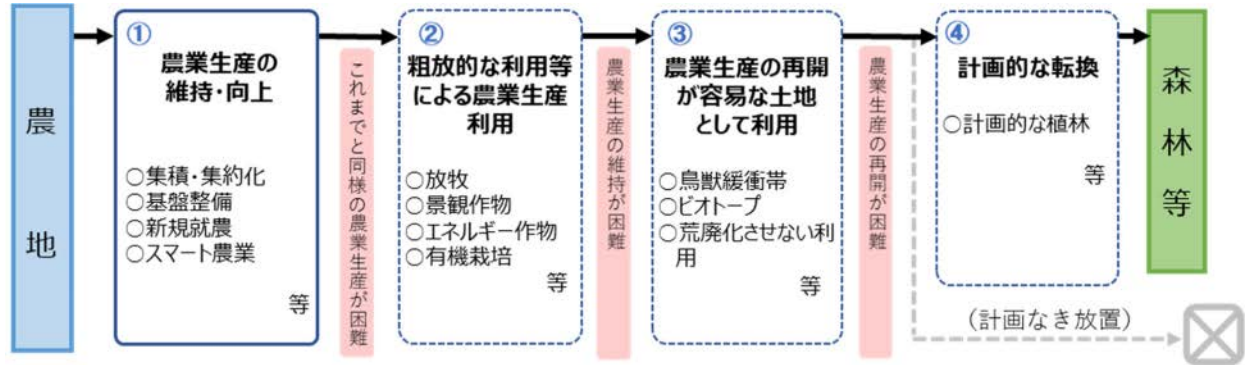
地域資源を活用した農村における所得と雇用機会の確保



農村に人が住み続けるための条件整備



人口減少社会における長期的な土地利用の在り方



放牧

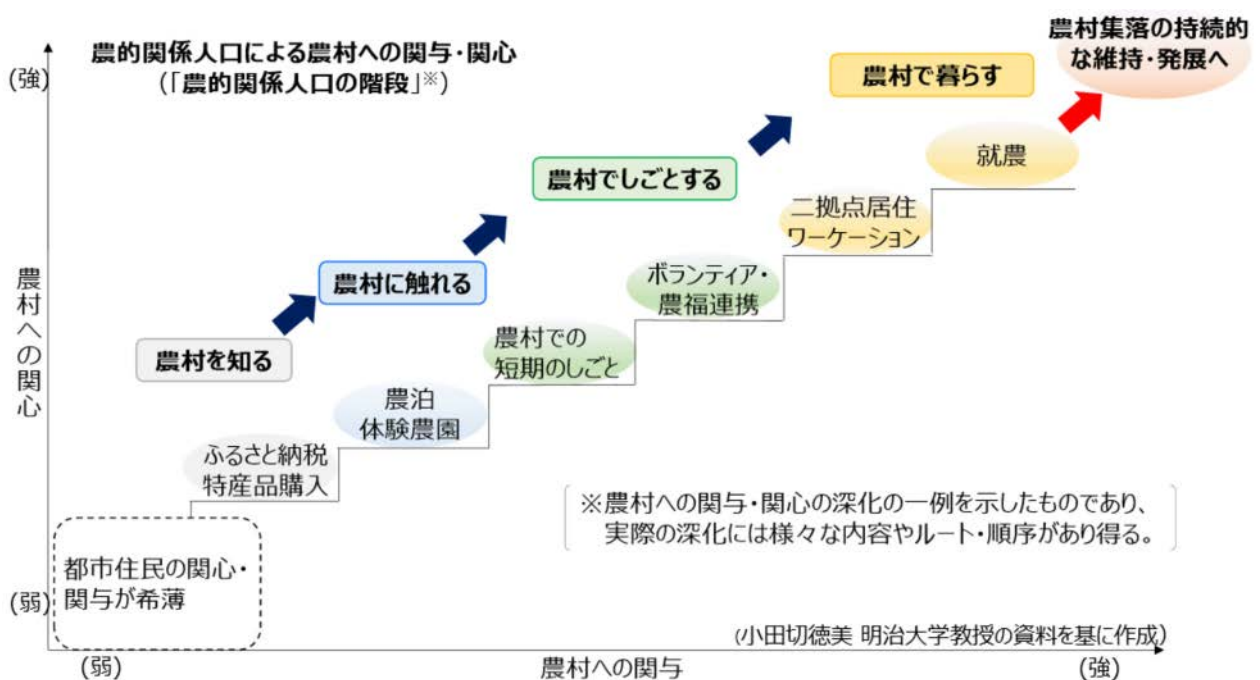


景観作物



鳥獣緩衝帯

農的関係人口の拡大・深化を通じた農村を支える活力の創出



目次

1	はじめに	- 1 -
	(1) 背景	- 1 -
	(2) 新しい農村政策の在り方に関する検討会	- 3 -
	(3) 長期的な土地利用の在り方に関する検討会	- 3 -
2	しごとづくりの施策（農村における所得と雇用機会の確保）	- 5 -
	(1) 施策の背景	- 5 -
	(2) 施策の考え方	- 7 -
	(3) 具体的施策の方向性	- 8 -
3	くらしの施策（中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）	- 10 -
	(1) 施策の背景	- 10 -
	(2) 施策の考え方	- 11 -
	(3) 具体的施策の方向性	- 12 -
4	土地利用の施策（人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）	- 14 -
	(1) 施策の背景	- 14 -
	(2) 施策の考え方	- 15 -
	(3) 具体的施策の方向性	- 16 -
5	活力づくりの施策（農村を支える新たな動きや活力の創出）	- 17 -
	(1) 施策の背景	- 17 -
	(2) 施策の考え方	- 18 -
	(3) 具体的施策の方向性	- 20 -
6	関係府省で連携した仕組みづくり	- 21 -
	(1) 施策の背景	- 21 -
	(2) 施策の考え方	- 21 -
	(3) 具体的施策の方向性	- 22 -
7	おわりに	- 23 -

参考資料

参考資料 1	検討会について	- 26 -
	「新しい農村政策の在り方に関する検討会」について	- 26 -
	「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」について	- 28 -
参考資料 2	施策の概要	- 30 -
	食料・農業・農村計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策（概要）	- 30 -
	農村政策のSDGs・みどりの食料システム戦略への貢献	- 31 -
	農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出	- 32 -
	中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ	- 33 -
	地域の話合いをベースとした持続的な土地利用の推進	- 34 -
	防災・減災対策等に対応した土地改良事業の実施	- 35 -
	農村を支える新たな動きや活力の創出	- 36 -
	『農村プロデューサー』養成講座 カリキュラムの概要	- 37 -
参考資料 3	具体的施策	- 38 -
施策 1	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 （農山漁村活性化法）の一部を改正する法律案	- 38 -
施策 2	農山漁村発イノベーション対策	- 39 -
施策 3	農山漁村発イノベーション推進支援事業	- 40 -
施策 4	農山漁村発イノベーションサポート事業	- 41 -
施策 5	農山漁村発イノベーション等整備事業	- 42 -
施策 6	中山間地農業推進対策	- 43 -
施策 7	中山間地域等直接支払交付金	- 44 -
施策 8	農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	- 45 -
施策 9	情報通信環境整備対策	- 46 -
施策 10	最適土地利用対策	- 47 -
施策 11	農山漁村関わり創出事業	- 48 -
施策 12	農福連携対策	- 49 -
施策 13	土地改良法の一部を改正する法律	- 50 -
施策 14	農村整備事業	- 51 -
施策 15	農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進	- 52 -
施策 16	基幹水利施設管理事業	- 53 -
施策 17	水利施設管理強化事業	- 54 -
施策 18	農村地域防災減災事業	- 55 -
施策 19	農業競争力強化農地整備事業	- 56 -
施策 20	農地中間管理機構関連農地整備事業	- 57 -
施策 21	農地耕作条件改善事業	- 58 -
施策 22	土地改良施設維持管理適正化事業	- 59 -
施策 23	多面的機能支払交付金	- 60 -
施策 24	土地改良区体制強化事業	- 61 -

1 はじめに

(1) 背景

令和2年初頭から続く新型コロナウイルス感染症の影響は、社会経済の有り様や人々の価値観に、大きな変化をもたらしている。

新型コロナウイルス感染症の影響は、人口や経済活動が大都市に過度に集中し、地域偏在的であることや、業種によっては感染症や大規模災害等不測の事態に対し脆弱であることを大きく印象付けた。こうしたリスク認識に加え、テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方の普及・定着を背景として、U・Iターン等地方への移住を考える人々が若い世代を中心に増加してきているなど、これまでの田園回帰による人の流れに加えて、大都市から地方への新たな人の流れが今まさに生まれようとしている。この社会経済の大きな変化を目前にして、人の流れの先の一つとなる農村地域に対する政策も、その在り方が改めて問われ、また、その重要性がかつてないほどに高まっている。

我が国には、少子高齢化・人口減少の波が押し寄せており、農村地域は今後、非農業者も含めた更なる人口の減少や、存続が危ぶまれる集落の増加に直面することになる。その一方で、現に、関係人口の創出と地域づくりをうまく融合させた「にぎやかな過疎」が形成される地域も出てきている。これに加えて、いまだ予断を許さない状況にある新型コロナウイルス感染症の影響は、農村にとってマイナスに働く可能性もあるものの、大都市への過度な集中を是正し、それによって我が国全体の人口減少を和らげるとともに、持続的な低密度社会を実現するための大きな転換点ともなり得る。

このように、農村の持つ価値や魅力を活かし、田園回帰による人の流れを加速化させ、デジタル技術も最大限活用しながら、地域での居住や関わりの選択肢を増やして、大都市から農村に人口分散を図ることは、我が国全体の人口減少の緩和に加え、農林水産業の持続的な展開を通じて、将来にわたる食料安全保障の確立や、災害に強い持続的な国土保全などの多面的機能の発揮を図る観点から極めて重要である。

また、農村で環境調和型の農業生産活動等が推進されることは、生態系サービスの保全や、地域の魅力向上につながるものであり、農林水産省が提唱する「みどりの食料システム戦略」の実現にも資するものである。さらに、食料やエネルギーなどの地域の様々な資源が効率的に活用される地域経済循環の形成を目指すことは、地域の雇用と所得の向上だけでなく、2050年カーボンニュートラルの実現にも資するものであり、これらの取組はいずれも、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するとともに、国民の幸福度(Well-Being)の向上につながるであろう。

こうした状況を踏まえれば、今こそ、農村政策を大胆に見直し、世代やジェンダーを超え、農業従事者だけでなく多様な者が農村に集い、地域に根差して、国民の生活に必要な

可欠な食料を生み出す農業をはじめ、地域資源を最大限に活用した様々な事業を営むことを推進すべき時である。

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（以下「令和2年基本計画」という。）においては、農村の持つ多面的機能を活かしながら、農村を次の世代に継承していくために、「しごと」「くらし」「活力」の3つを柱とし、関係府省・地方自治体・事業者による施策をフル活用し、一体的に講ずる「地域政策の総合化」を推進することとした。

令和2年基本計画の下で施策を具体化するに当たって、幅広い視点から検討を行うため、令和2年4月に「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を設置し、それぞれのテーマに即し、議論を展開してきた。両検討会のテーマは、いずれも、今後の農村において、多面的機能を発揮しながら地域を維持し、次の世代に継承していくための重要な検討課題であり、専門性の高い分野であるとともに、不可分な関係にある。

両検討会においては、現地の取組事例のヒアリングや有識者による報告等を交えながら、それぞれのテーマに沿って踏み込んだ議論を行ってきたところであり、今後の新しい農村政策の方向性及び長期的な土地利用の方向性について、それぞれの内容が調和のとれたものとなるように、両検討会が合同で意見交換を行ってきたところである。

また、令和2年12月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、人口減少等に対応し、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用、農山漁村での所得と雇用機会の確保等の施策について検討し、令和3年6月までに検討結果を取りまとめることとされた。こうした中で、担い手・農地政策とともに、新しい農村政策が、農政の「車の両輪」として一体的に展開されるとともに、新たに、両者をつなぐ「車軸」となる政策が講じられることで、農業政策と農村政策が有機的に連関し、推進されることが重要である。

こうした議論を踏まえ、令和3年6月には両検討会の中間とりまとめを整理し、更にその方向性に即して議論がなされ、具体的な施策の方向性として結実したことから、ここに両検討会のとりまとめとして整理するものである。

今後、ここに示す具体的な施策の方向性に即して、総合的な農村政策が展開されるよう、農林水産省が中心となり、関係府省・地方自治体・事業者と連携し、一体となって取り組んでいくことが求められる。また、地域住民との距離が近い各地方自治体においても、地域の実情を踏まえつつ、「地域政策の総合化」を推進するための部局横断的な体制整備を行うことが望まれており、農林水産省においても、これが着実な動きとなるよう、後押しが必要である。

（２）新しい農村政策の在り方に関する検討会

本検討会は、令和２年４月に設置され、同年５月から１２回にわたり、地域づくり人材の育成や、農村の実態把握・課題解決の仕組み、複合経営等の多様な農業経営の推進、半農半Ｘ等の多様なライフスタイルの実現、関係人口の呼び込み等、多様なテーマを取り扱ってきた。

このうち、前半では主に地域の支えとなる地域づくり人材の育成について議論し、その議論を基に、農林水産省においては令和３年度から「農村プロデューサー養成講座」を開講し、人材養成に取り組むこととなった。また、後半では、「農山漁村発イノベーション」の推進、地域運営組織の在り方等について議論を重ね、その中で、地域づくりに係る相談窓口のワンストップ化の課題が提起されたことを受け、令和２年１２月に農林水産省が本省、各地方農政局、各県拠点に「農山漁村地域づくりホットライン」を開設した。

本検討会の特徴として、農林水産省のみならず、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省と、多くの関係府省がオブザーバーとして参加している府省横断的な検討会であることが挙げられるほか、オンラインの手法も駆使しながら議論してきた。

また、委員による発表のほか、山形県における地域づくり人材育成の取組や、全国町村会による地域農政未来塾の取組、地方農政局県拠点の地域支援の取組、島根県における市町村と連携した半農半Ｘの取組、移住し現地に根付いて活動する若者の取組、高知県における集落活動センターや地域支援企画員の取組など、多様な方々から事例発表をしていただき、その具体の事例をベースに議論を積み重ねてきたことも特徴である。

さらに、農村において農業を含む様々な事業を展開するに当たっては、土地利用の課題と密接に関連することから、「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」に、小田切座長が出席して意見交換するなど、相互に連携しながら、検討してきた。

なお、第１０回以降の検討会では、「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」との合同開催とし、長期的な土地利用の視点も交えて検討を行った。

（３）長期的な土地利用の在り方に関する検討会

本検討会は、令和２年４月に設置され、同年５月から１０回にわたり、人口減少に伴う農業の担い手の減少により、今後、農地として維持が困難となる可能性がある土地の利用方策について検討し、特に、粗放的な土地利用としての放牧や、農地の林地化等を中心に議論を重ねてきた。

本検討会も、国土交通省及び環境省がオブザーバーとして参加しており、国土管理の検討状況や生物多様性の保全について情報提供するなど、府省横断的な検討会として開催してきた。また、農業委員会や県職員等、実際に現場の第一線で活動する委員も交え、現場の実態を踏まえながら検討してきたことが特徴である。

令和2年10月の第4回検討会では、栃木県茂木町に赴き、荒廃農地を活用した放牧の取組について、現地調査し、意見交換を行ったほか、オンライン開催など、様々な手法を用いて議論を深めてきた。

土地利用の在り方を検討するに当たっては、土地利用に係る制度面のみならず、実際に現地での合意形成をどのように行うのか、また、土地の管理を担う主体はどうなるのかについての議論が不可欠である。このため、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」における議論の内容や検討状況も踏まえつつ、相互に意見交換しながら進めるとともに、第8回以降の検討会については、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」との合同開催とし、農村政策の視点も交えて検討を行った。

2 しごとづくりの施策（農村における所得と雇用機会の確保）

（1）施策の背景

農村においては、特に中山間地域を中心に、土地の制約等から農業経営のスケールが小さくならざるを得ず、単一品目の農業生産のみでは十分な所得を確保できない地域も少なくない。一方で、農村の居住者を増加させることは、地域の活性化に資するのみならず、持続可能な低密度社会を実現し、過度な大都市集中の是正にもつながる。

このため、特に中山間地域においては、中山間地域等直接支払などの日本型直接支払¹を活用し、多面的機能の発揮の点からも重要な役割を果たしている農業生産活動が継続されるよう、集落機能を強化しながら、地域の特性を活かしつつ、複数の作物を組み合わせた複合経営等の多様な農業経営を推進し、農業の担い手の裾野を広げつつ農業の振興を図る必要がある。

さらに、従来から農村、特に中山間地域においては、農業以外も含め、様々な事業の組合せによる多業的な経済活動が行われてきており、検討会においても、農業と民宿等を組み合わせて生活している徳島県への移住者や、島根県における半農半X実践者への支援についてヒアリングと意見交換を行った。その結果、今後の農村政策の実施に当たっては、農業以外の所得と合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な雇用機会を創出し、安心して農村で働き、生活できる環境を整えていくことが重要であるとの認識が共有化された。

（図1）

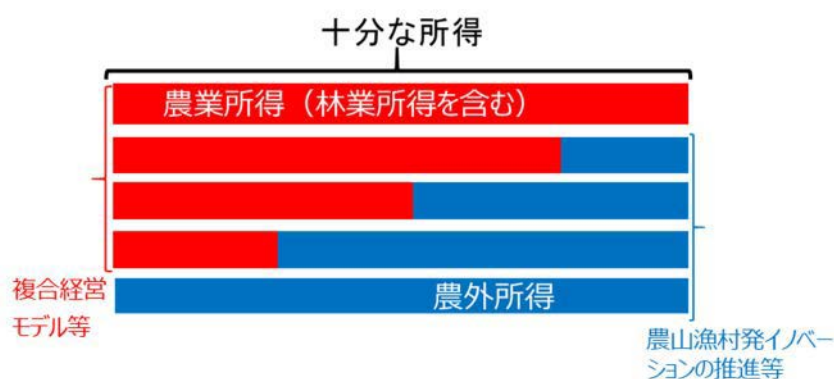


図 1 農業所得と農外所得の組合せ

¹ 「日本型直接支払」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払を指す。

こうした中山間地域をはじめとして、農村における所得と雇用機会の創出に当たっては、かつては、企業誘致による地域外からの産業の導入が中心であり、地域農業と調和の取れた産業導入施策が講じられていたが、近年では、こうした地域外からの産業導入は、企業の海外展開等もあり、頭打ちになっている。一方で、一部地域では、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携などの地域内発型の取組が活発に行われてきている。

こうした状況を踏まえ、今後は、地域全体としての所得向上のため、従来の農業者が加工・販売などにも取り組む6次産業化の取組をこれまで以上に加速化するとともに、その考え方を拡張し、農村が有する地域資源を発掘し、その価値を磨き上げた上で、農業以外も含む他分野と「農村資源×〇〇」の様々な形で組み合わせることや、地域内外の幅広い関係者との新たな連携、関連産業の技術の活用等により、新たな事業・価値の創出や所得向上を図る取組である「農山漁村発イノベーション」を推進し、また、その支援の在り方を多面的に検討することが重要である。(図2)

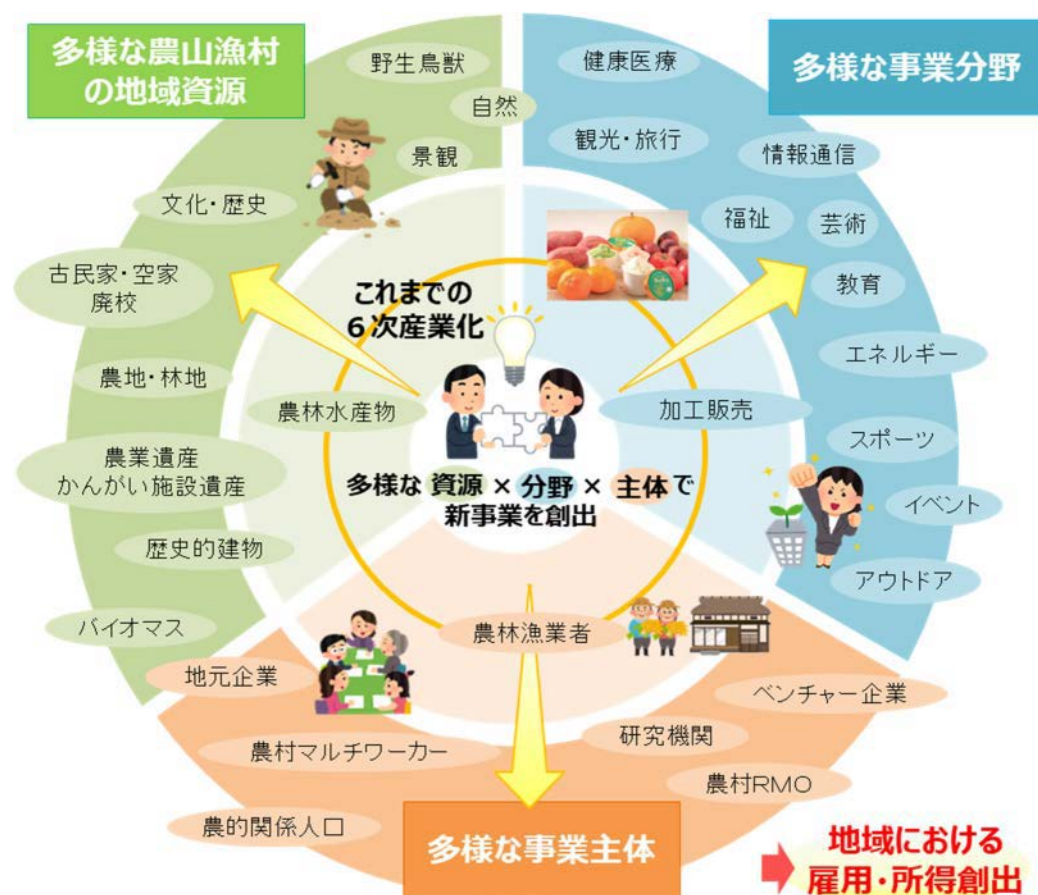


図 2 農山漁村発イノベーションの概念図

さらに、地域農業の持続性を確保するとともに食料の安定供給に資するよう、担い手に全農地面積の8割を集積するとの目標に向けて、これまでも増して農地の集積・集約化を推進し、十分な所得を確保できる農業経営体を育成することで、地域の農業の維持・発展を目指すことはもとより重要であるが、これに加えて、農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者（農村マルチワーカー、半農半X実践者）、地域資源の保全・活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）²等、多様な形で農に関わる者を育成・確保し、地域農業が持続的に発展させていくという発想も新たに取入れて施策を講じていく必要がある。（図3）

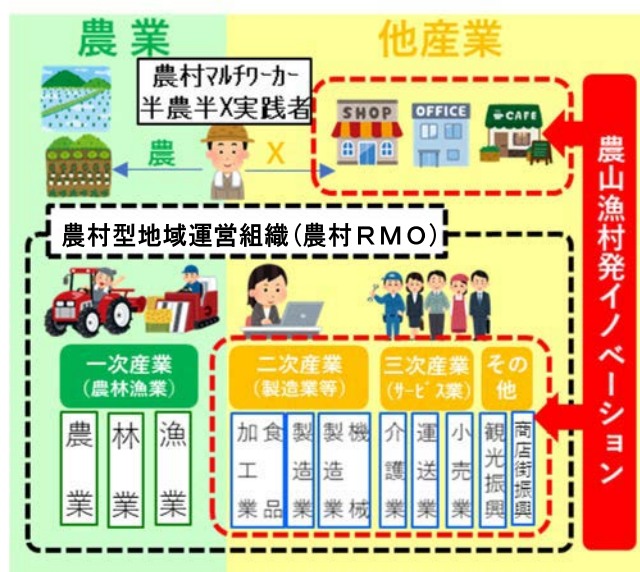


図3 多様な形で農に関わる者

（2）施策の考え方

（1）を踏まえ、以下のとおり施策の検討を行った。

- ア 中山間地域のうち、大規模な経営が困難な地域では、令和3年3月に農林水産省が公表した複合経営モデルを、地域の実情に応じてカスタマイズしながら積極的に活用し、地域の特性を活かした多様な農業経営を推進する。
- イ 中山間地域等直接支払制度においては、集落の話し合いにより、将来的に維持すべき農用地や担い手を明確化する「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用により、「くらし」の視点を含めた地域課題の解決を図りつつ、引き続き、地域の農業の維持・発展に資する取組を推進する。

² 「農村型地域運営組織（農村RMO）」が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、特定非営利活動法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

ウ 農業以外の事業にも取り組む農業者や事業体など、多様な形で農に関わる経済主体が、地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開することで、所得確保手段の多角化が図られるよう、従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化等のための措置等を行う。

エ 集落機能の補完の意味合いのみならず、「農山漁村発イノベーション」の主体としても、地域資源の保全・活用や農業振興等を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の育成を図る。

オ 「農山漁村発イノベーション」の推進に当たっては、特定地域づくり事業協同組合の仕組みの活用、都市部の起業家と農村とを結ぶプラットフォームの充実等による地域内外の人材のマッチング支援や、労働者協同組合の仕組みを活用する。

（３）具体的施策の方向性

（２）の検討を踏まえ、具体的に実施すべき施策の方向性は、以下のとおりである。

ア 中山間地域において地域特性に応じた複合経営の実践を推進するため、農業、畜産、林業等を含めた複合経営の就農希望者等を対象に実践的な研修や現地指導等を行うとともに、地域別の複合経営モデルを取りまとめて情報発信する。＜施策６＞

イ 中山間地域等直接支払制度の第５期対策において、集落協定と地域コミュニティが一体となった、集落機能を維持・強化する取組を進めるため、加算措置等の活用を推進する。＜施策７＞

さらに、集落戦略策定のマニュアルである「集落戦略の策定ガイドライン」を活用した集落の話し合いを進め、集落戦略の策定を更に推進する。

ウ 地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するため、中央・都道府県段階にあるサポートセンターの機能を拡充し、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣などを実施する。＜施策２，３，４，５＞

農山漁村地域において、多様な人材の参画を進めるため、農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組を推進する。＜施策１１＞

農山漁村発イノベーションを推進するため、農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合、優良農地の確保を図りつつ、必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築する。＜施策１＞

エ 多様な人材の受け皿として、地域住民が一体となって、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の育成を推進する。＜施策８＞

オ 「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みの活用について、紹介パンフレットを作成し、農林水産省ホームページに掲載（令和2年12月～）する。

農業・農村政策と特定地域づくり事業協同組合との連携について、市町村等を対象とした総務省主催のオンライン説明会で説明（令和3年9月、令和4年2月）する。

農山漁村での起業促進プラットフォームである「INACOME（イナカム）」において、

- ① 地域資源を活用したビジネスを対象としたビジネスコンテスト
- ② 起業促進に資するウェブセミナー
- ③ ビジネスにより地域課題の解決を望む地域と起業家とのマッチング

等を実施することにより、農山漁村での多様なビジネス創出を促進する。＜施策4＞

「特定地域づくり事業協同組合」や「労働者協同組合」の更なる周知に加え、農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わることを創出する取組を推進する。＜施策11＞

3 くらしの施策（中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）

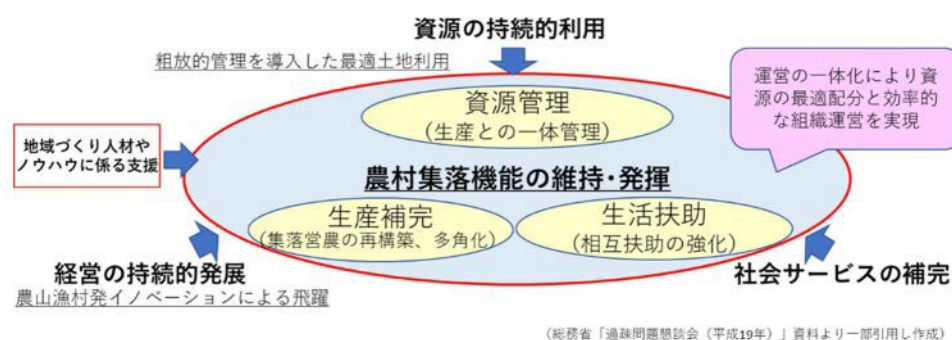
（１）施策の背景

中山間地域を中心に、高齢化や人口減少により集落機能が低下し、集落そのものは当面維持されるところとしても、農地の保全や、買い物・子育てなどの集落の維持に必要な機能が弱体化する地域が増加していくことが懸念される。

検討会では、高知県における集落活動センター・地域支援企画員の活動や、同県三原村で複数の部会を設置して地域内の様々な活動を実施する事業体についてヒアリングと意見交換を行った。

その結果、構成員の高齢化により、これ以上の活動の活性化には限界がある集落も想定されることから、集落活動に加えて集落の機能を補完するため、地域の有志の協力の下、複数集落の範囲で地域資源の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等、単独では採算性を有しない事業も含め、地域コミュニティの維持に資する取組を支援することの重要性が共有化された。

今後は、こうした取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO³）を地域コミュニティの維持のために育成するとともに、当該組織への人材のマッチングを行うことで、農村への人の流れの受け皿の一つとして機能させ、地域資源の最適配分を図りつつ、農村地域が持続的に運営されることが期待される（図4）。農村RMOのあり方は、地域の実情に応じ、多様な形態が想定されるが、その設立・運営に当たっては、既存の計画等を踏まえつつ、J Aなどの地域の農業生産関係機関・団体や、地域で様々な支援活動を行っているNPOなどの団体が連携していくことが重要である。なお、農村RMOは、集落の代替的な組織ではなく、集落とは補完関係にあるということに留意する必要がある。



（総務省「過疎問題懇談会（平成19年）」資料より一部引用し作成）

図 4 地域運営のイメージ

³ 「RMO」とは、Region Management Organization（＝地域運営組織）のことであり、「農村RMO」とは、地域コミュニティ機能を維持強化するため、多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む地域運営組織を指す。

また、持続的な地域社会の実現のためには、食料はもとより、再生可能エネルギー、木材等の資材など、地域で消費される財・サービスを地域内の生産で賄う地域経済循環が必要であり、これは、2050年カーボンニュートラルの実現にも資するものである。このため、地域で消費されるものを見つめなおし、地域内で賄えるよう、民間事業者、行政、消費者等の連携を促進し、流通コストの低減等を図りつつ、持続的なシステムの構築に向け、議論を積み重ねていくことが重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、テレワークの普及が進むなど、多様な働き方が広まりつつあり、このような流れを田園回帰に結び付けるためには、農村地域における情報通信環境の整備や、生活交通を含めた生活インフラの確保のための施策について、農林水産省と関係府省との連携を強化して推進していくことが重要である。

加えて、近年の豪雨災害の頻発化・激甚化に対応すべく、国土強靱化政策に沿って防災・減災対策の取組を加速化する必要がある。

（２）施策の考え方

（１）を踏まえ、以下のとおり施策の検討を行った。

○ 集落機能の維持・強化と農村RMOの育成

ア 中山間地域等を中心に、農用地等の地域資源の保全管理が今後も適切に行われるよう、将来の方向性や取組について、「集落戦略」を作成するための話し合い等による合意形成と、これに基づく共同活動を推進する。

イ 地域資源の保全管理・活用や農業の振興と併せて、複数の農村集落を範囲として買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う農村RMOの形成について、地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援のほか、従来の集落営農組織等の農事組合法人が事業を多角化し、農村RMOへと発展するための仕組みを構築する。

○ 安全・安心な生活環境の確保

ウ 集落・自治体が描く農村のランドデザインに沿って、関係府省との連携により、生活インフラはもとより、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、小さな拠点を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みを構築する。^(図5)

エ 総務省と連携して、これまでの実証事業や先進地区のノウハウの集約・横展開、人材の育成・確保を図りつつ、光ファイバ、無線基地局等の整備を進める。

オ 田んぼダムの取組拡大等、激甚化する災害に備えるための流域治水対策を国土交通省等と連携して推進するほか、ため池等の豪雨対策の手続を迅速化する。



図 5 農村から見た小さな拠点のイメージ

（３） 具体的施策の方向性

(2) の検討を踏まえ、具体的に実施すべき施策の方向性は、以下のとおりである。

ア 中山間地域等の効率的な運営に必要な仕組みを構築するため、

- ① 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けた調査、計画作成、実証等、地域の取組を後押しするとともに、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う。＜施策８＞
- ② 農林漁業団体等がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、農用地の保全等に関する事業（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）を実施しようとする場合に、地方自治体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、当該計画に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築する。

＜施策 1＞

イ 地域づくり人材研修の取組の強化を図るとともに、集落営農組織が農村型地域運営組織（農村RMO）に発展する取組等を促進する。＜施策8，11＞

ウ 農村地域に住み続けられる条件を整備するため、

- ① 生活インフラ・生活サービスが受けられる環境の整備を関係府省と連携して推進する。＜施策 8，9，14＞
- ② 農山漁村への定住等の促進のため、地域コミュニティの形成の場合等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備等を行う場合に、必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築する。【再掲】＜施策 1＞

エ 農村地域の情報通信環境の構築に向けて、官民で連携してノウハウの横展開、人材の育成・確保等を図りつつ、個々の現場条件に応じた計画策定や施設整備を推進する。

＜施策 9＞

オ 流域治水対策を推進するため、農業用ため池等の有効活用や、田んぼダムに取り組むための合意形成等を支援する。＜施策 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23＞

国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業（急施の防災事業）の対象に、農業用排水施設の豪雨対策を追加する。（現行は地震対策のみが対象）＜施策 13, 18＞

4 土地利用の施策（人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）

（１）施策の背景

我が国の農村には、農業生産の基盤である農地や水資源、森林などが存在し、食料の安定供給のみならず、災害防止を通じた安全な国土の形成、さらには、生態系の保全や歴史の伝承等の面で大きな役割を果たしている。しかしながら、我が国の農地は、昭和 36 年の 609 万ヘクタールをピークとし、都市化の進展等に応じて徐々に減少してきており、今後は、高齢化や労働力不足により、農地としての維持管理が困難となり、こうした多面的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした中で、将来にわたる食料の安定供給の確保や、災害に強い国土の形成などを考えると、生産基盤である農地について、環境への負荷を軽減し、土壌の健全性を高めながら持続的に確保していくことが重要である。しかしながら、中山間地域を中心として、農地の集積・集約化、新規就農、軽労化のためのスマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払ってもなお、農地として維持することが困難な農地が、今後増加することが懸念される。

検討会では、新潟県新発田市における地域づくりと連動させた荒廃農地解消の取組や、大阪府における土地利用に係るビジョン策定の取組等についてヒアリングと意見交換を行った。その結果、今後は農村における土地利用について、食料供給基盤としての機能は極力維持しつつ、災害に強い国土づくりや、自然資本の持続的な利活用、環境調和型の農業生産を推進する観点からも、有機農業や、放牧を含めた粗放的な利用、計画的な森林化などによる適切な管理を推進するための、多様で持続的かつ計画的な農地利用方策について検討することが重要であるとの認識が共有化された。また、この地域レベルでの農地利用方策については、従来の行政主体の計画作成だけでなく、地域住民等が農業委員会等の関係機関・団体の協力を得つつ、「集落戦略」や「人・農地プラン」の話し合い等の機会を活用し、地域の土地利用の長期的な在り方について考え方を共有し、農地などの管理の実効性を高めるための合意形成を図ることが重要であり、それを実施するための仕組みについて検討する必要があるとされた。

上記の仕組みの検討に当たっては、食料自給力を維持することが必要であることに加え、農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場等、農村の活性化に必要な施設整備を行う場合には、地域の土地利用との調整が必要となることから、これらの視点も踏まえながら検討する必要がある。

また、所有者不明土地問題に関する民法等の改正を踏まえ、更なる集積・集約化を進めるほ場の整備、多様で持続的な農地利用等についても検討する必要がある。

(2) 施策の考え方

(1) を踏まえ、以下のとおり施策の検討を行った。

ア 地域の関係者が話し合いを通じて、地域の土地利用について検討し、一定の結論が得られた場合には、安定的な土地利用に資するよう、行政に提案できる仕組みを検討する。

有機農業のための農地利用や、放牧等の粗放的な農地利用など、一定の広がりを持った土地利用を行う必要がある場合であって、地域の合意が得られた場合には、持続性を担保できる仕組みを検討する。

最大限の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難だと考えられる土地について、鳥獣緩衝帯等の農業生産の再開が容易な用途として利用する仕組みや、農用地として維持することが極めて困難であり、かつ、将来農用地として利用される見込みがない土地ではあるものの、林地としては有望であるような土地を森林として利用する仕組みについて検討する。(図6)

イ 地域の関係者の話し合いを通じて、収益性の高い農業経営を目指して担い手に集積・集約化することとされた農地について、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、区画整理に加えて農業用排水施設や暗渠排水等の整備を実施することができるようにする。一方で、粗放的な農地利用や鳥獣緩衝帯利用、林地化等に伴って水利等に関する課題が生ずることが想定されるため、用排水路の統廃合や農地の交換分合、土地改良区の業務再編等を推進する。

ウ ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的な農地利用等に関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定することとする。また、粗放的な農地利用や鳥獣緩衝帯利用、林地化等については、地域の関係者による話し合いを促進する観点から、中山間地域等直接支払制度における「集落戦略」に関連の記載欄を設ける等の対応をする。

エ 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場合等、農村の活性化に必要な施設整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、地域負担の軽減のためにも手続の迅速化等の措置を検討する。

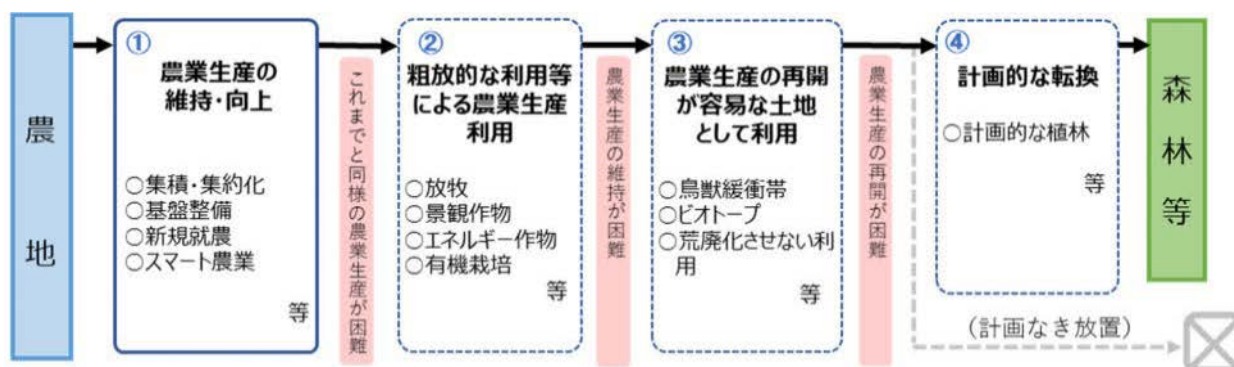


図6 土地利用検討の方向性

（３）具体的施策の方向性

（２）の検討を踏まえ、具体的に実施すべき施策の方向性は、以下のとおりである。

ア 受け手のいない農地について、地域の関係者の話し合いを促進し、持続可能な利用を図るため、

- ① 農林漁業団体等がＪＡや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、農用地の保全等に関する事業を実施しようとする場合に、地方自治体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、当該計画に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築する。【再掲】＜施策１＞
- ② これと併せて、地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を推進する仕組みを構築する。
- ③ また、地域ぐるみの話し合いを通じた持続可能な土地利用計画の策定、農地の粗放的利用や計画的な植林等の取組を支援する。＜施策１０＞

イ 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）の対象に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加する。（現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象）＜施策１３，２０＞

粗放的な農地利用などに伴って水利等に課題がある際に、水路付替や交換分合、土地改良区業務再編に対して支援する。＜施策２１，２４＞

ウ ほ場整備の計画は、農地の粗放的管理等に関する地域内の話し合いを踏まえて策定することとし、また、権利関係の調査・調整等の支援を拡充する。＜施策１９，２０＞

将来維持すべき農用地や粗放的な農地利用、鳥獣緩衝帯利用、林地化等する農用地の明確化に当たっては、中山間地域等直接支払制度における複数の集落協定や協定対象外集落等を含めた地域コミュニティが一体となり、中山間地域等直接支払制度等の農用地の保全・管理に資する施策や農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）等の関係事業を活用した取組を推進する。これとともに、中山間地域等直接支払制度の次期対策に向けて農用地利用の明確化の方策等を検討する。

エ 農山漁村発イノベーション、地域コミュニティの形成の場等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備や、農用地の保全を図る事業を行う場合に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築する。【再掲】＜施策１＞

5 活力づくりの施策（農村を支える新たな動きや活力の創出）

（１）施策の背景

平成の大合併以降、地方自治体職員、特に農林水産部門に関わる職員が減少してきており、各般の地域振興施策を使いこなし、新しい動きを生み出すことができる地域とそうでない地域との差、いわゆる「むら・むら格差」の課題が顕在化している。こうした問題意識を背景として、検討会では、山形県における、地域の課題解決に向けた地域づくりプランナーの活動や、全国町村会が主催する地域農政未来塾等、人材養成の動きについてヒアリングと意見交換を行った。

その結果、このような動きを加速化し、持続可能な農村を形成していくためには、地域づくりを担う人材の養成や、地域づくりに意欲のある人材と地域とをマッチングする機会を創出し、地域間の格差の課題に対処していく必要があるとの認識が共有化された。また、地域内の団体や行政だけではなく、地域外の企業や機関等で、解決策となり得るサービス等を有する組織と連携しながら取り組んでいくことも必要であり、これがやがて関係人口の拡大等につながることも期待される。

また、持続可能な農村を創造するためには、都市住民も含め、農村地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが必要であり、そのためには、都市農業、農泊などを通じ、都市住民等が農業・農村に関わることで、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出し、農村地域の関係人口である「農的關係人口」の創出・拡大や関係の深化を図っていく必要がある。

農的關係人口の創出・拡大に当たっては、農業の担い手となる意向を持つ人の着実な就農を後押しするという従来の考え方に加え、現時点では就農の意向までは持っていない人も含めて、農業や農村に関心を持つ人を幅広く対象として、農業・農村への関心の一層の喚起や継続的に農村に関わるができる機会の提供等により、将来的な農村への移住者や潜在的な農村の担い手を拡大していくという考え方を取り込むことが必要である。

農的關係人口については、都市部にいながら農産物の購入や各種プロジェクトへの参画等により農村を支えるケース、援農等で農業に携わるケース、農村の地域づくりに関わるケースなど、多様な形があると考えられ、都市部にいながら農村に関わる形から、農村での仕事への関わりや継続的な農村への訪問を経て、実際に生活の拠点を農村に移す形に至るまで、徐々に段階を追って農村への関わりを深めていくことで、農村の新たな担い手へとスムーズに発展していくことが想定される。しかしながら、同時に、こうした農村への関わりの形やその深め方は、人によっても多様であると考えられることから、その裾野の拡大に向けては複線型のアプローチが必要となる。^(図7)

また、市町村や土地改良区の技術職員が大きく減少し、農地・農業水利をめぐる地域の多様なニーズに対応することが困難となっているため、サポート体制の強化が求められている。

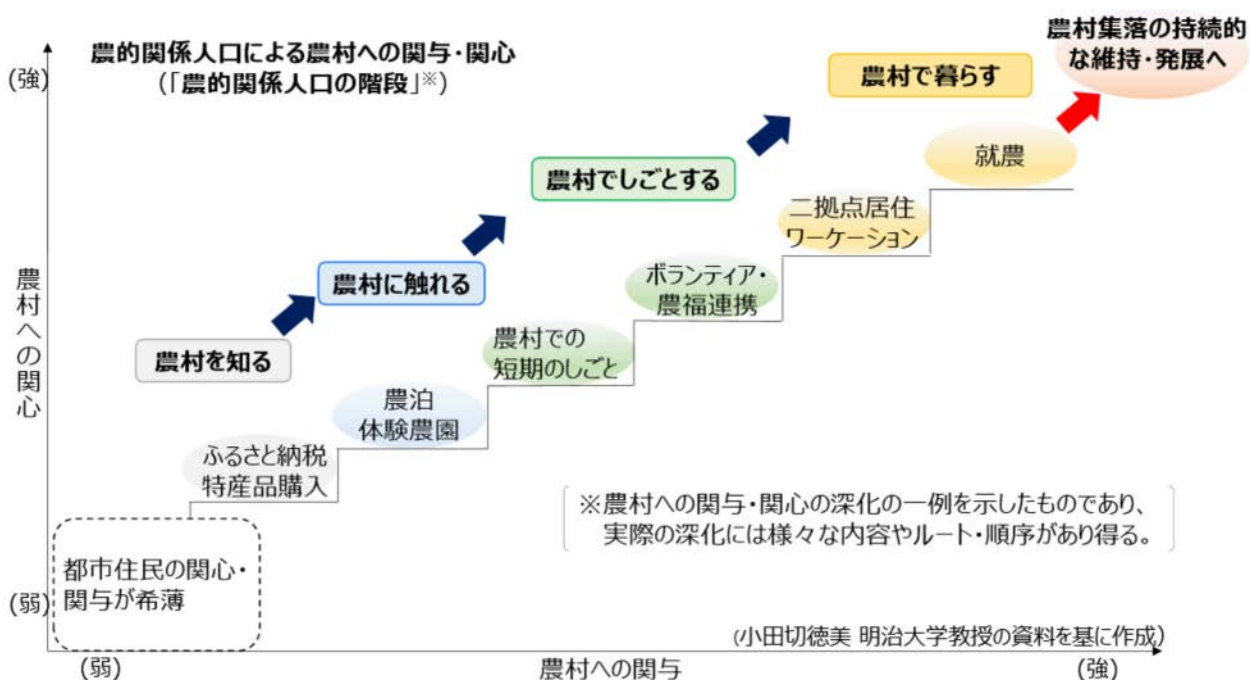


図7 農村への関与・関心の深化のイメージ図

(2) 施策の考え方

(1) を踏まえ、以下のとおり施策の検討を行った。

○ 人材育成を含めたサポート体制の拡充

ア 新型コロナウイルスの影響により強まった田園回帰の流れを全国各地に広げ、地域間の格差を是正していくため、地域に飛び出せるスキルと哲学を持った人材を養成するための施策の拡充を図る必要がある。具体的には、地方自治体職員等を対象として、地域に「目配り」し、個々の地域住民が思い描く考えを汲み取りながら、ビジョンの実現に向けてサポートできる人材を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、本検討会での議論も踏まえ令和3年度から開始したところであるが、その実施状況を踏まえて、この講座の更なる充実を図る。

講座修了生同士で悩みや情報を共有し、時には講師陣も交え、お互いが支え合いながら地域で活動できる環境を整備するための、修了生によるネットワークの構築^(図8)や、各々事情が異なり、定型的な解が存在しない地域づくりについての、共通のプロセスを抽出した事例集の作成等により、地域で活動しやすい環境を整備する。

イ 将来的には、地域ごとに異なる課題の解決を図るため、専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織の育成など、関係府省と連携しながら地方自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を検討する。

ウ 農村における「しごと」「くらし」「活力」を支える上で、地域農業の収益性の向上や防災・減災対策が必要不可欠であり、土地改良事業を農村政策の一環としても推進していく必要があるが、地方における技術者不足が課題となっていることから、小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を構築する。



図 8 研修修了生によるネットワーク

○ 農的関係人口の創出・拡大

エ 施策の対象者や目標等を意識し、農村に多様な形で関わる農的関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくため、都市住民の多様な関わり方に対応した農村への受入れ等を引き続き支援する。

農産物の購入、農泊、多世代・多属性が交流・参加し、生きがいくくりや癒しの提供、協同体験等の場となるユニバーサル農園での農業体験等を通じた農村関心層の拡大を推進するほか、農村関心層から一歩進み、農村における多様な関わりを希望する人材を募るとともに、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする仕組みを構築する。

（３）具体的施策の方向性

（２）の検討を踏まえ、具体的に実施すべき施策の方向性は、以下のとおりである。

ア 「農村プロデューサー養成講座」について、令和３年度は、入門コースの６講座を実施するとともに、実践コースを全国３か所（仙台、岡山、熊本）で開催したところであるが、令和４年度は更に取組を強化し、全国に展開する。また、講座修了生等のネットワークを構築する。＜施策 11＞

地域づくりのプロセスを抽出した「農村振興プロセス事例集」（令和３年６月末に第２弾を公表）や「農山漁村発イノベーション事例集」等を農林水産省ホームページに掲載する。

イ 自治体等を広域的なサポート体制により支援するため、

① 都道府県単位で関係部局、中間支援組織等が連携して、農村型地域運営組織（農村 RMO）形成の地域伴走型で支援する体制を整備する。＜施策 8＞

② 農山漁村発イノベーションの推進に向けて、都道府県段階にある専門家派遣等を行うサポートセンターの機能を拡充する。＜施策 2， 4＞

ウ 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の事業に以下を追加する。

① 全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること＜施策 13， 22＞

② 土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事を行うこと＜施策 13＞

また、頻発する自然災害に対応するため、引き続き、国の技術職員の被災地への派遣や地方公共団体への職員派遣の依頼・調整を行うとともに、災害復旧のための現地調査や事務手続を支援するためのシステムを開発する。

エ 農業への関心層を獲得するため、

① 農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組を推進する。【再掲】＜施策 11＞

② 多世代・多属性の人々が交流・参加する場である「ユニバーサル農園」の導入を推進する。＜施策 12＞

(1) 施策の背景

さらに、地方自治体職員の減少に対応し、各種の事務の大幅な簡素化により、地域の農業者も含めた現場の負担の軽減を図ることも必要である。



(1) を踏まえ、以下のとおり施策の検討を行った。

ア 令和2年末に、開設された「農山漁村地域づくりホットライン」、作成された府省横断の「地域づくり支援施策集」の改善、更なる活用や、「農村プロデューサー養成講座」の場での各府省の施策についての効果的な講習等を通じて、現場の実態把握機能を強化しつつ、関係府省と連携して地域の課題解決に向けた取組を後押しする。

- 21 -

○ 事務の負担軽減

イ 地方自治体や地域の農業者等の事務の負担軽減のため、D Xの推進等による事務の合理化や、各種申請手続に係る書類の簡素化等を検討する。

(3) 具体的施策の方向性

(2) の検討を踏まえ、具体的に実施すべき施策の方向性は、以下のとおりである。

ア 全国に設置した農山漁村地域づくりホットラインで、地域づくりに取り組む団体や市町村等からの相談に応ずるとともに、府省横断の「地域づくり支援施策集」(令和3年9月にカタログ化して分かりやすく改善)、「農山漁村地域づくりに関する事例集リスト」(令和3年11月改定)を農林水産省ホームページに掲載等することにより、地域の取組を後押しする。

農村地域の課題解決に当たっては、必要な取組について引き続き関係府省との情報交換を密に行い、施策を結集させて対応する。

各府省の施策についての効果的な講習等を実施する。

農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等に関しては、関係府省とも連携して、課題の抽出やノウハウの蓄積・共有、各種施策との連携の呼びかけ等、効果的に推進する。

イ 地方自治体や農林漁業者等、補助金の活用時等の事務負担の軽減を図るため、事務手続の簡素化、電子申請等を推進する。

7 おわりに

令和2年基本計画は、農産物輸出や農地集積などの産業政策的な側面が強調される中、地域政策面においても大きく見直しを行い、「農村政策の体系化」が行われたことが大きな特徴である。具体的には、①所得と雇用機会の確保（しごと）、②農村に住み続けるための条件整備（くらし）、③農村における新たな活力の創出（活力）を「三つの柱」とし、これらを一体的に進めるため、現場主義に立脚しつつ、関係府省が連携する体制の構築（しくみ）により、「地域政策の総合化」を図ることとされた。

これを受けて、基本計画に示された施策について検討するため、令和2年5月から約2年にわたり、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を、両検討会の合同開催も含め、それぞれ12回、10回開催し、今後取り組むべき施策の方向性や具体的な施策について議論を行い、ここに最終とりまとめを行った。

両検討会においては、農村政策は農政全般に影響を与えることから、産業政策と地域政策とのバランスの取れた農政の確立、すなわち、農政の「車の両輪化」を意識して、議論をした。ここでいう「両輪化」とは、二つの政策が単に並走することを意味するものではなく、両者をつなぎ、好循環を生み出す「車軸」づくりが重要ということである。

検討会での議論を受ける形で、令和2年12月には地域づくりの取組を後押しするための相談窓口である「農山漁村地域づくりホットライン」が開設されるとともに、地域づくり人材を育成する「農村プロデューサー養成講座」が令和3年5月から開講されるなど、既にいくつかの取組が始まっている。

いうまでもないことではあるが、政策は、それを作り上げることが重要なのではなく、重要なのは、政策がいかに現場に浸透し、活用され、農村が変わるかということにほかならない。また、農村の課題には、定型的な「答え」はなく、様々な要素が関係し、多岐にわたることから、女性が生きやすい農村づくりをはじめ、地域内外の多様な主体が活躍できる環境づくりを促すとともに、関係府省が総力を結集し、地方自治体とも相協力し、地域の関係者が地域づくりに取り組みやすい環境を整えることが何よりも重要と考える。

この最終とりまとめに示した施策等は、現時点で考えられるものの一部に過ぎず、これで農村政策の議論が完結するわけではない。新型コロナによる国民の意識の変容や、不確実性の高い現下の社会情勢を踏まえ、望むくらしの実現に必要なものは何なのかを的確に捉え、農村政策を常にアップデートし、発展させていくことが求められよう。例えば、土地利用について議論のあったような、将来の更なる人口減少を見据えた中で、農地の集

積・集約化が難しい局面では、荒廃農地の発生を防止する観点から、放牧等の粗放的管理等により、戦略的に農用地の保全を図るといった新しい視点も必要となるだろう。

このように、政策検討に当たっては、長期的な視点に立ち、将来における農業・農村の有り様（ありよう）を思い描き、そこから遡って、今なすべき施策を大胆に講ずべきことを肝に銘じておくべきであろう。

最近では、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めようとする新たな動きもみられており、検討会で議論した農山漁村発イノベーションや農村RMOなど、現場で必要とされているものについてその実現を図っていくこと、都市と農村とがデジタルでつながり、新たな都市農村交流ともいえるべき新しい共存関係を築いていくことが重要となっている。

このとりまとめに示す「しごと」「暮らし」「活力」を柱に、デジタル技術を活用しつつ、各施策が連携して好循環を生み出し、心豊かに暮らすことのできる「持続的低密度社会」が実現されることを願ってやまない。

かつて我々が経験したことのない人口減少社会を迎え、農業従事者も大幅な減少局面にある中、国民の財産である美しく活力ある農村を次の世代に承継していくためには、その成否は、この10年ほどの間に何をなすかにかかっている。

農村政策における失敗は、何もしないことである。何かをすれば、何かが変わる。

参考資料

参考資料 1 検討会について

参考資料 2 施策の概要

参考資料 3 具体的施策

参考資料 1 検討会について

「新しい農村政策の在り方に関する検討会」について

1 目的

農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されており、こうした動きも踏まえ、農村の振興に関する施策を推進していく必要があることから、幅広い視点から検討を進めるため、有識者から成る検討会を開催する。

2 委員（◎：座長）

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ◎ 小田切 徳美 | 明治大学農学部 教授 |
| 川井 由紀 | 前・J A高知女性組織協議会 会長 |
| 指出 一正 | (株)ソトコト・プラネット 代表取締役・『ソトコト』 編集長 |
| 嶋田 暁文 | 九州大学大学院法学研究院 教授 |
| 図司 直也 | 法政大学現代福祉学部 教授 |
| 羽田 健一郎 | 長野県長和町 町長 |
| 平井 太郎 | 弘前大学大学院地域社会研究科 教授 |
| 前神 有里 | (一財)地域活性化センター フェロー・人材育成プロデューサー |
| 谷中 修吾 | (一社)INSPIRE 代表理事 |
| | /BBT 大学 経営学部グローバル経営学科 学科長・教授 |
| 若菜 千穂 | (NPO法人) いわて地域づくり支援センター 常務理事 |

3 オブザーバー府省

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
総務省地域力創造グループ地域自立応援課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課、地域産業基盤整備課
国土交通省国土政策局総合計画課
環境省総合環境政策統括官グループ環境計画課

4 これまでの開催状況

第1回 (令和2年 5月19日)

○農村をめぐる事情について

第2回 (令和2年 6月30日)

○地域づくり人材の育成について①

第3回 (令和2年 7月30日)

○地域づくり人材の育成について②

第4回 (令和2年 8月28日)

○地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性について

第5回 (令和2年10月13日)

○農村における所得と雇用機会の確保に向けて

第6回 (令和2年11月24日)

○農村発イノベーションの推進について

第7回 (令和2年12月18日)

○地域運営組織について

第8回 (令和3年 1月20日)

○半農半Xや農村地域づくり事業体等をサポートする者について

第9回 (令和3年 3月18日)

○これまでの意見と論点(案)について

※ 第10回 (令和3年 5月19日)

○中間とりまとめ(案)について

※ 第11回 (令和3年12月10日)

○中間とりまとめの方向性を踏まえた対応状況について

※ 第12回 (令和4年 3月30日)

○とりまとめ(案)について

※第10回から第12回までは、長期的な土地利用の在り方に関する検討会と合同開催

「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」について

1 目的

本格的な人口減少社会の到来等により、農業の担い手も減少していくことが想定され、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお耕作困難な農地が発生することが懸念されることから、地域の将来像についての地域での話し合いを促しつつ、放牧・飼料生産等の少子高齢化・人口減少にも対応した多様な利用方策とそれを実施する仕組みについて検討を進めることが重要となっており、幅広い視点から検討を進めるため、有識者から成る検討会を開催する。

2 委員（◎：座長）

安藤	光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
◎ 池邊	このみ	千葉大学園芸学研究科教授
笠原	尚美	新潟県阿賀野市農業委員会会長職務代理
高橋	信博	前・山形県置賜総合支庁農村計画課長
田口	太郎	徳島大学総合科学部准教授
林	直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
広田	純一	岩手大学名誉教授
深町	加津枝	京都大学地球環境学堂准教授

3 オブザーバー府省

国土交通省国土政策局総合計画課

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

4 これまでの開催状況

第1回（令和2年 5月 20日）

○農村における土地利用をめぐる事情について

第2回（令和2年 7月 7日）

○放牧等による農地の多様な利用について

第3回（令和2年 8月 24日）

○森林への計画的転換の方向性について

第4回（令和2年 10月 16日）

○放牧による荒廃農地利用の取組について（現地調査）

第5回 (令和2年12月11日)

○農業生産の再開が容易な土地としての利用について

第6回 (令和3年1月22日)

○これまでの議論を踏まえた検討の視点等について

第7回 (令和3年3月17日)

○本検討会における検討の論点について

※ 第8回 (令和3年5月19日)

○中間とりまとめ(案)について

※ 第9回 (令和3年12月10日)

○中間とりまとめの方向性を踏まえた対応状況について

※ 第10回 (令和4年3月30日)

○とりまとめ(案)について

※第8回から第10回までは、新しい農村政策の在り方に関する検討会と合同開催

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策（概要）

農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。このような最近の変化にも的確に対応しつつ、関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「**地域政策の総合化**」を図る。

しごと

（1）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進

十

食料・農業政策

くらし

（2）中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のため
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・情報通信環境の確保
 - ・地域内交通の確保・維持等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

（3）農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・地域運営組織の形成
 - ・地域内の人材の育成及び確保
 - ・関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて人材の裾野の拡大等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ（二地域居住）などの多様なライフスタイルの提示
 - ・農的暮らしなどの多様な農への関わりへの支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等

十

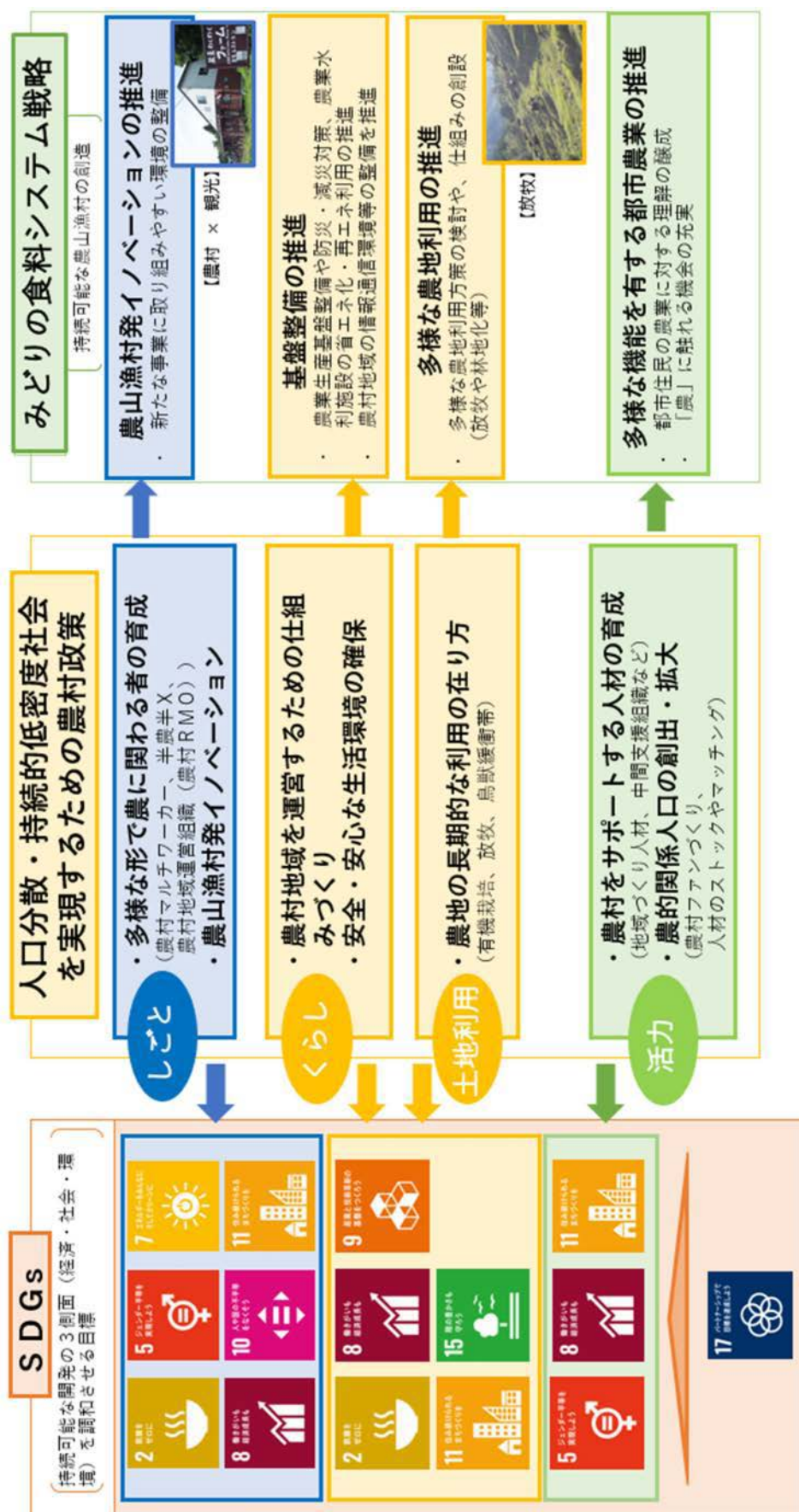
食料・農業政策

仕組み

（4）「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

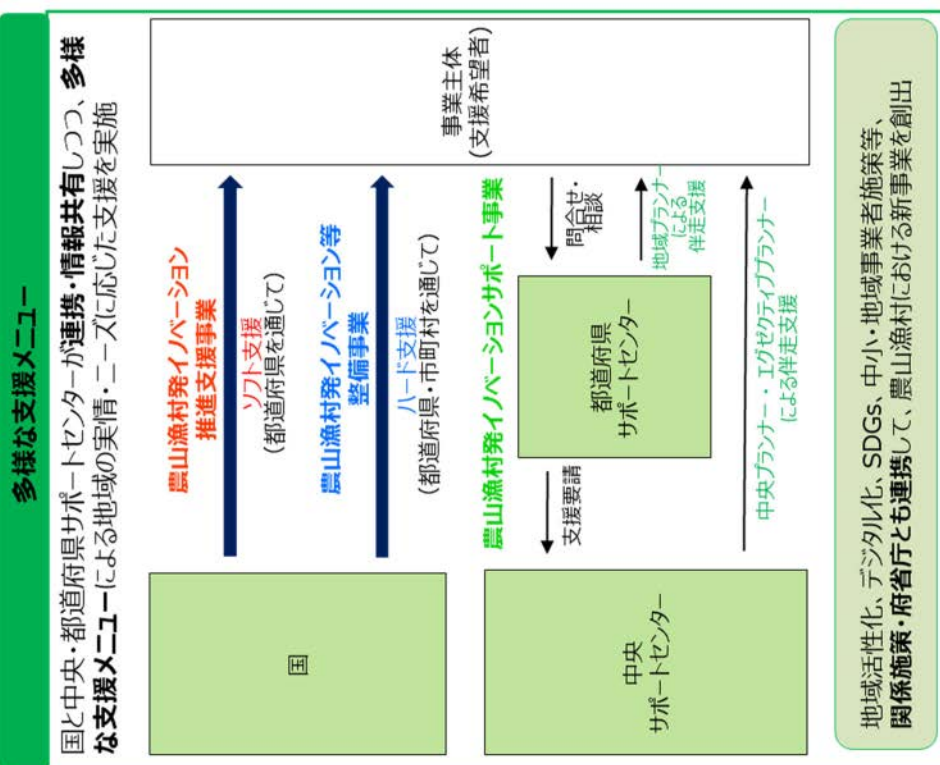
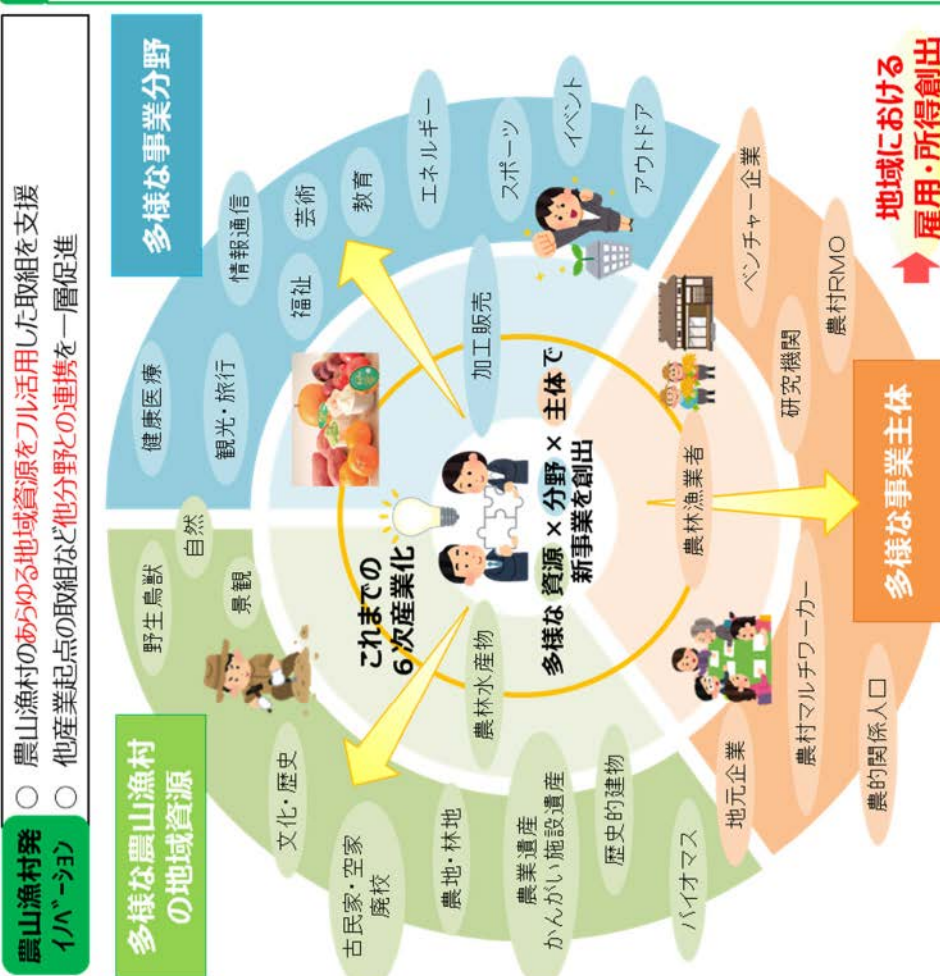
- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

農村政策のSDGs・みどりの食料システム戦略への貢献



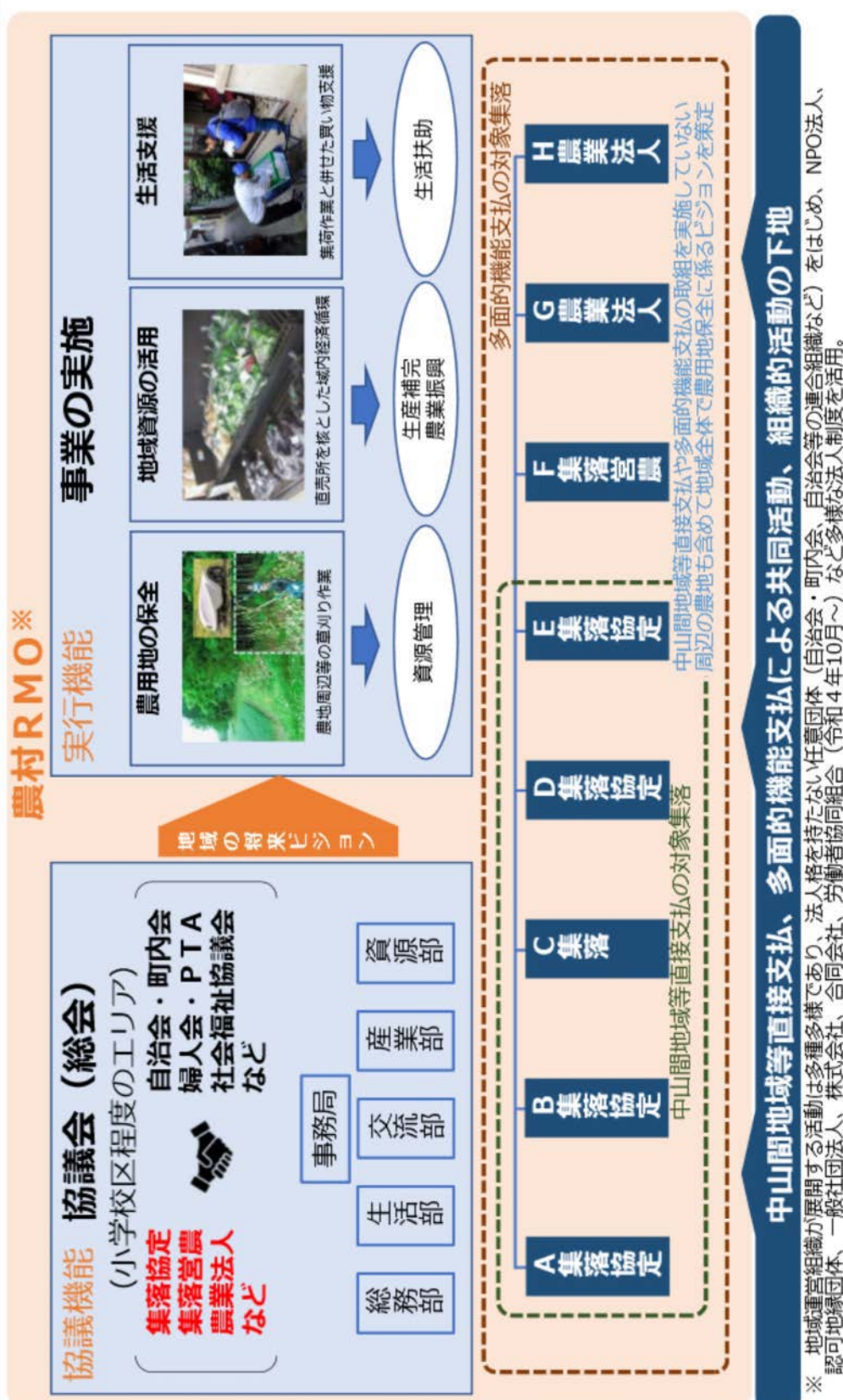
農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

- 農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせること等により活用する「農山漁村発イノベーション」により、地域における新たな事業・雇用機会を創出（6次産業化を発展）
- 農山漁村発イノベーションの推進に当たっては、農業以外の事業にも取り組む農業者や事業者等多様な主体が連携
- ソフト・ハード支援、サポートセンターの設置・専門家(プランナー)による伴走支援等、多様なメニューで地域の実情・ニーズに応じて支援



【くらし】中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

農村型地域運営組織（農村RMO）とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティ機能の機能に資する取組を行う組織である。



【土地利用】 地域の話合いをベースとした持続的な土地利用の推進

- 地域の関係者が話合いを通じて土地利用方法等の合意形成を図り、農山漁村発イノベーションや農用地保全等の取組を実施。
- 農村型地域運営組織（農村RMO）を始めとする農林漁業団体等からの提案等を踏まえ、農用地の保全など農山漁村の活性化に資する活動を支援。



地域の関係者を交えた土地利用方法の話合い

【土地改良】

防災・減災対策等に対応した土地改良事業の実施

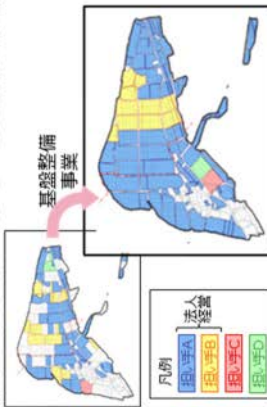
現状及び課題

激甚化・頻発化する豪雨災害による農地・農業用施設等の被害

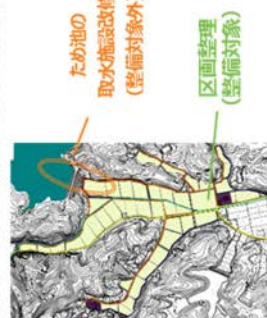


担い手への農地の集積・集約化の加速

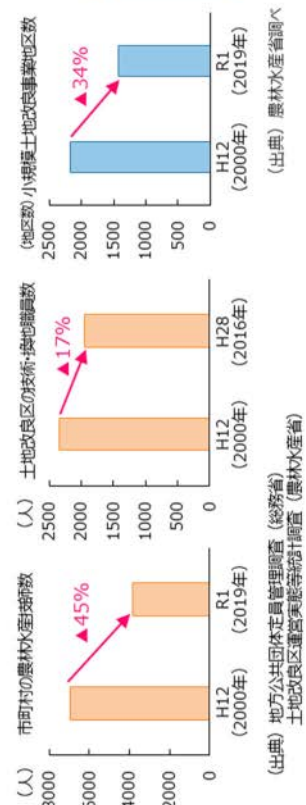
【基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約化】



【農地中間管理機構間連携農地整備事業】

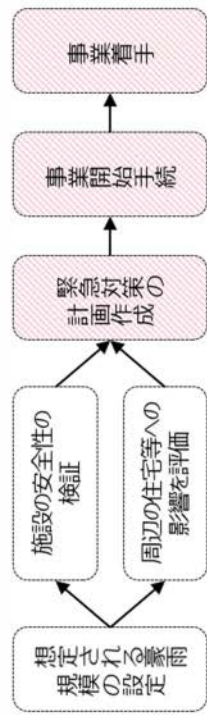


市町村・土地改良区の技術職員数と小規模土地改良事業の事業量



対応方向

緊急的に実施する豪雨対策事業



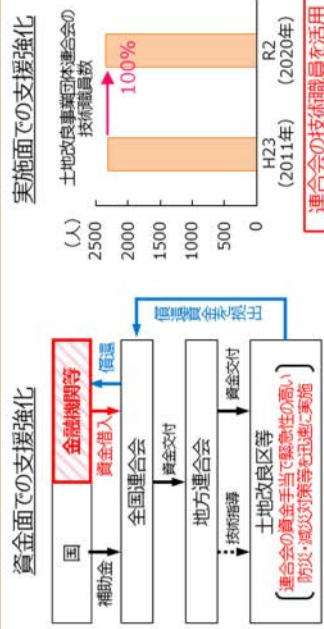
緊急性を踏まえ
 国又は地方自治体の判断で手続を迅速化

機構関連農地整備事業の整備対象に農業水利施設等を追加

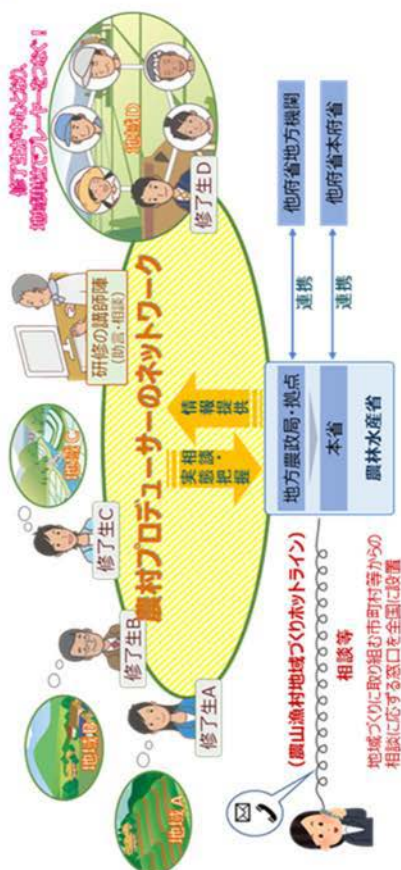
暗渠による排水改良
 用水路のパイプライン化と農道の拡張



土地改良事業団体連合会による支援強化



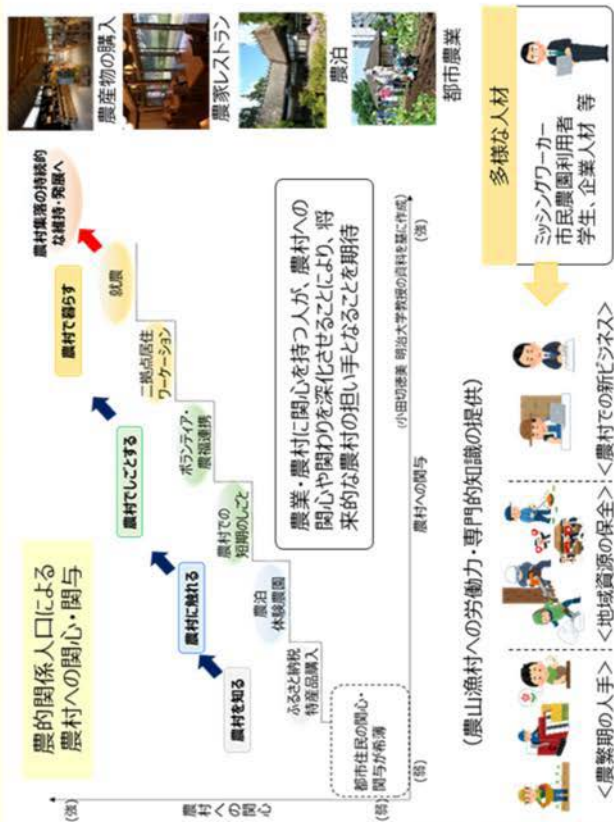
- ・「講義」実例を基にした模擬演習「研修生自らの実践活動」の3段階で、現場力を身につけるためのきめ細やかなカリキュラムを用意



- ・生活支援コーディネーターが生活支援の計画・活動をサポート
- ・地域活性化伝道師が市町村職員や地域リーダーに指導・助言
- ・地域力創造アドバイザーが地域資源を活用した地域産品発掘・ブランド化等を支援
- ・地域おこし協力隊が農林水産業に従事しながら、地域協力活動を行い、農村を活性化
- ・地域プロジェクトマネージャーが行政や民間等との橋渡しをしながら、活動等を支援
- ・地域活性化起業家がノウハウや知見を生かし、地域経済の活性化等を支援
- ・集落支援員が行政と連携し、集落の課題の把握等を実施
- ・特定地域づくり事業協同組合からの人材派遣
- ・地方創生カレッジによる地方創生に必要な知識のeラーニングや優良事例の共有

- ・農産物の購入、農泊、ユニバーサル農園での農業体験等や、農村の魅力の発信を通じて「農村ファン」づくりを推進
- ・農業体除の場の提供等、都市農業、農地の多様な機能の維持・増進の取組を推進
- ・農山漁村での様々な活動に、農山漁村に興味がある多様な人材に関わることができ
る仕組みを構築（農山漁村関わり創出事業）

多面的機能支払交付金において、地域資源の管理を広域的に担う体制整備を推進



- ・ 関係人口ポータルサイトによる取組事例、イベント、体験プログラム等の情報一元化
- ・ 関係人口創出・拡大のための対流促進事業によるモデル的取組の支援等

『農村プロデューサー』養成講座 カリキュラムの概要 (令和3年度)

- 「入門コース」「実践コース」の2種類のコースで構成。さらに、研修修了生(実践コース)と講師陣をつなぐネットワークを構築。
- オンライン形式(主にライブ配信による講義や演習)も併用し、実例を基にした模擬演習や研修生自らの実践活動による現場力アップを重視。

『農村プロデューサー』養成講座 ～地域に消えない火を灯せ～

1. 研修の目標

- ・ 農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得。

2. 主な内容

オンライン講演(ライブ配信)

- ・ 活動内容や成果、動機等を通じ、地域づくりのワクワク感を体験。

『農村プロデューサー』入門コース(定員なし)

- ・ 地域づくりに造詣の深い者等を講演者(講演者は毎回交代)とした、オンライン上の講演。ライブ講演中にチャットで双方向のやりとりが可能。
- ・ 月3回、90分程度(全6回)。

3. 受講対象者

- ・ 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能。
- ・ 実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい。

『農村プロデューサー』実践コース(30人程度)

1. 研修の目標

- ・ 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを及び取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材(農村プロデューサー)を養成。

2. 主な内容

(1) オンライン講義(ライブ配信)

- ・ 地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマップ等々の基礎を学ぶ。
- ・ 地域づくりに造詣の深い者を講師とした、オンライン上の講義。ライブ講義中にチャットで双方向のやりとりが可能。
- ・ 月2回、90分程度(全4回)。

(2) 対面講義(実例を基にした模擬演習等)

- ・ 実例を基にした模擬演習等により、(1)で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施。研修生同士の連携も推進。
- ・ 2泊3日、3地方会場で開催。

(3) 研修生自らの実践活動(オンラインゼミ+実践)

- ・ (2)で学んだ内容を基に、研修生(グループも可)が講師と相談の上、活動のテーマを決定し、地元で実践。
- ・ 農村プロデューサーに求められるポイントを、現場レベルで企画・実践し、その成果を題材として、実施前後のオンラインゼミで解説。

3. 受講対象者

- ・ 地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等を想定。(以下参考)

地域づくりに意欲がある者



※ 地方自治体職員として、農村水産、社会教育、福祉、地域共生社会、主要研修対象ではないものの、受講可
企業等の部署の職員、地域担当職員、農村水産、農業、農村振興、農村振興(市町村)等を想定
農業委員、農地利用最適化推進委員

参考資料3 具体的施策

施策1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）の一部を改正する法律案

人・農地関連法案 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進するため、
- ・地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けることとし、
 - ・当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる。

2. 法律案の概要

- ① **活性化計画の記載事項等**
 - ・活性化計画に記載できる事業（活性化事業）として、農用地の保全等に関する事業を追加する。
 - ・活性化事業について、現行の交付金による支援に加え、農地転用等に係る手続の迅速化を図る。
※農用地の保全等に関する事業：農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に資するもの
- ② **所有権移転等促進計画の記載事項**
 - ・所有権移転等促進計画の対象に、現行の活性化施設の整備に係る事業に加え、農用地の保全等に関する事業を追加する。
※所有権移転等促進計画：農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う計画
- ③ **農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例**
 - ・農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載される場合について、多面法に基づく認定申請についての手続を簡略化する。
- ④ **活性化計画の作成等に係る協議会**
 - ・地方公共団体は、活性化計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、農林漁業団体、有識者等から成る協議会を組織することができる（任意）。
- ⑤ **農林漁業団体等の法人化の推進**
 - ・国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化の推進に努める。



3. 施行期日

公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
（上限500万円／事業実施主体）

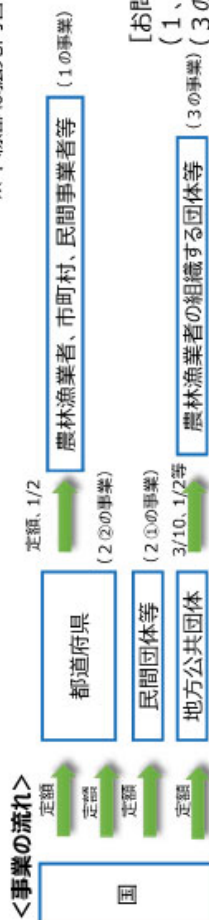
2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

※ 下線部は拡充内容



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農山漁村発イノベーション推進支援事業 (03-3502-5946)
(3の事業) 農山漁村発イノベーションサポート事業 (03-3501-0814)

<事業イメージ>



施策3 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち
農山漁村発イノベーション推進支援事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（令和7年度まで）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上げに向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
(※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせることも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



① 2次・3次産業と連携した加工・直売



② 新商品開発・販路開拓



③ 直売所の売上げに向けた取組

業務用一次加工品等の開発

- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組



森林を利用したセラピー事業

原料にこだわり差別化を図ったヨーグルトの開発

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組



シルクを加工したボディスボンジ

集出荷システムを導入した直売所の運営

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組



成分分析による新商品開発

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち
農山漁村発イノベーションサポート事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。

② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

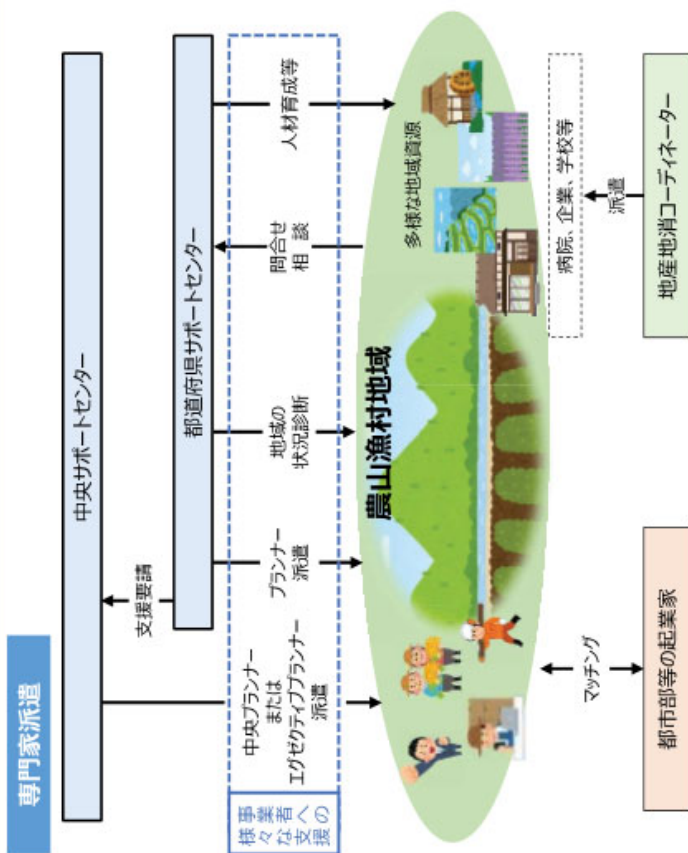
【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

施策5 農山漁村発イノベーション等整備事業

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加 (140人 [令和7年度まで])
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業者数の増加 (93事業者 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 定住促進対策型、交流対策型 (旧 農山漁村活性化整備対策)
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

2. 産業支援型 (旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業)
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援の対象とします。**

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- **事業期間** 原則3年間 (最大5年間)

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

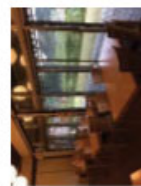
産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- **事業期間** 原則1年間

※2 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備



電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

施策6 中山間地農業推進対策

農山漁村振興交付金のうち

中山間地農業推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域において、中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等に対する支援を実施します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域の特色を活かした総意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進します。（上限500万円/地区）
- ③ 地域レジリエンス強化支援
平常時から中山間地域と都市地域において持続的な関係を構築し、自然災害のよきな不測の事態が生じた際にも、都市地域の避難民受け入れといった災害時の円滑な避難対応等を実現するため、地域レジリエンス強化連携協定の締結、協定に基づく活動を支援します。（上限500万円/地区）
- ④ 中山間地複合経営実践支援
中山間地域において、地域外からの移住者等が取り組みやすい多品目の組み合わせにより、地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
② 農村RMO伴走支援体制の構築

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容
※対象地域：8法指定地域等

＜事業イメージ＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業



《新メニュー開発の講習会》

《専門家を招いたカーガレッジ》

《農業使用に関する研修会》

○元気な地域創出モデル支援

高収益作物の生産

《美証ほ場の設置》

《加工品の試作》

高付加価値化・販売力強化

《棚田地域の保全・振興》

《棚田を望む東屋》

○中山間地複合経営実践支援

《野菜と果樹の複合経営》

《薬用作物と林産物の複合経営》

《棚田を望む東屋》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

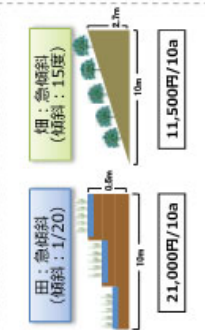
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円
- ① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

② 令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、
「超急傾斜棚田加算」を新設。

※ 下線部は拡充事項

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円
- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地 (田/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 〔上限額：200万円/年〕	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 〔上限額：200万円/年〕	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援 (地目にかかわらず)	3,000円 (地目にかかわらず)
生産性向上加算 〔上限額：200万円/年〕	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

施策 8 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち

農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和 4 年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村 RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村 RMO を目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区【令和 8 年度まで】）

<事業の内容>

1. 農村 RMO モデル形成支援

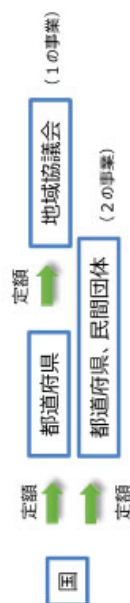
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。
【事業期間：上限 3 年間、交付率：定額】

2. 農村 RMO 伴走支援体制の構築

農村 RMO 形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村 RMO : Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

<事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>



農村 RMO 伴走支援体制の構築



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

1. 計画策定事業

- ① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



※ 無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi等）を選定

「お問い合わせ先」 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)



農山漁村振興交付金のうち
最適土地利用対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

- ① 粗放的農地利用事業
 - ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
 - イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気柵等条件整備
 - ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
 - エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な造林等
- ② 生産性検証（食料自給力確保）事業
 - ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
 - イ 食料生産の実証及び実証に必要なとなる農地の簡易な整備

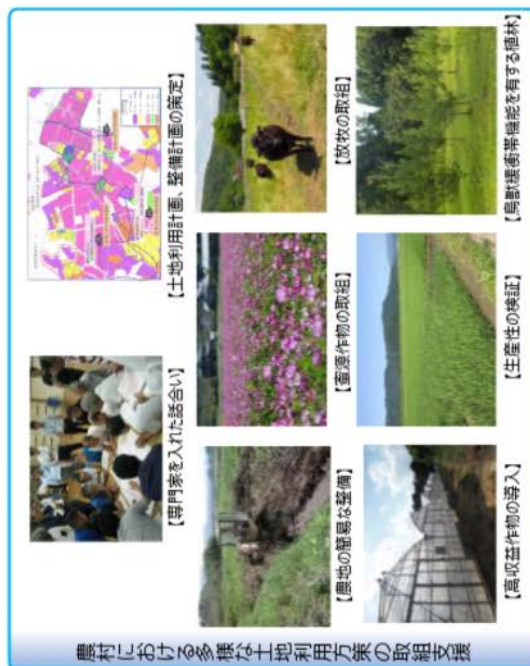
<事業の流れ>

1/2, 定額等



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)のうち
農山漁村関わり創出事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の課題や需要に応じて、農山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わる事ができる仕組みの構築や、課題解決に向けた取組のコーディネート等を行う地域づくり人材の育成等により、関係人口を創出・拡大し、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域【令和6年度まで】）

<事業の内容>

1. 農山漁村関わり創出事業

① 農山漁村体験研修の実施
農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わる事ができる仕組みを構築する取組等を支援します。

人材の派遣先の農山漁村における人材ニーズを調査するとともに、派遣される人材に対する事前研修を実施します。

② 情報の発信及び共有

受入地域や参加者の募集に際しての一元的な広報や実施主体同士の情報交換の場となるプラットフォームの構築等、農山漁村体験を更に効果的に実施するための取組等を支援します。

③ 農村プロデューサー養成講座

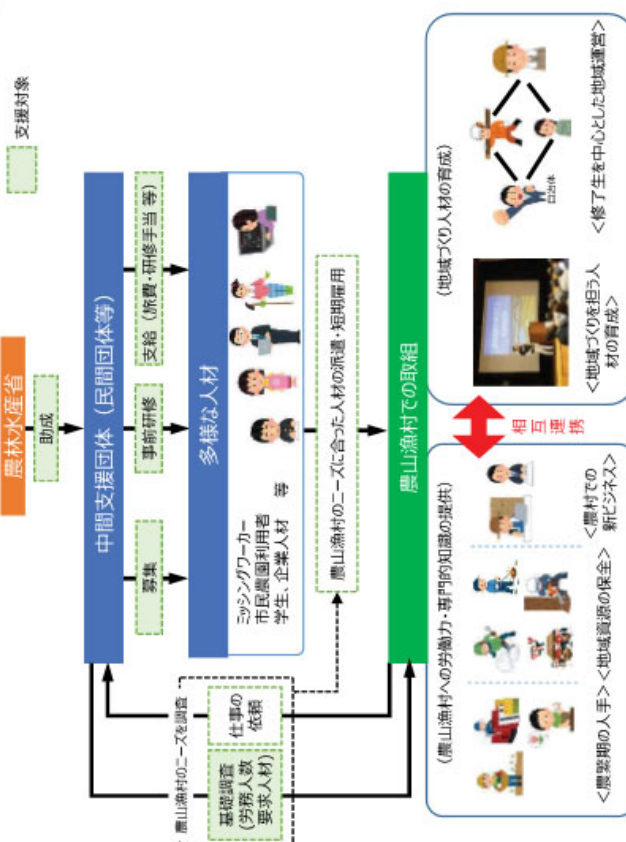
農山漁村の課題解決に向けた取組のコーディネート等の地域づくりを担う人材の育成等を支援します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】(1①②の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
(1③の事業) 農村計画課 (03-6744-2203)

施策 12 農福連携対策

農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

【令和 4 年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件（令和 6 年度まで））

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用等を支援します。
【事業期間：2 年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

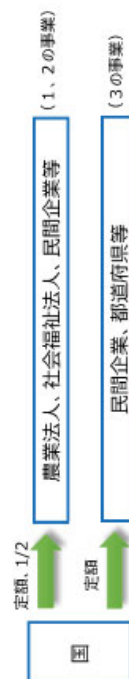
障害者等の作業に配慮した生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間：最大 2 年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。
【事業期間：1 年間、交付率：定額（上限500万円等）】

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>



(関連事業) 優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

土地改良法の一部を改正する法律の概要

1. 背景

- 農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのあるため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施するとともに、農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。
- 小規模な土地改良性事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実施についての支援体制を構築する必要がある。
- 小規模な土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要がある。

2. 改正の概要

(1) 急施の防災事業の拡充

- 国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象※1に、農業用排水施設の豪雨対策を追加

※1 現行は地震対策のみが対象 (第87条の4及び第96条の4関係)



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

- 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象※2に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加

※2 現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象 (第87条の3及び第88条関係)



(3) 土地改良性事業団体連合会の業務の見直し

- 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良性事業団体連合会の事業に以下を追加
 - ① 全国土地改良性事業団体連合会が、長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること (第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係)
 - ② 土地改良区等からの委託を受けて土地改良性事業の工事を行うこと (第111条の9関係)

(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

- 土地改良区が、一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設 (第76条から第76条の16まで関係)

3. 施行期日

令和4年4月1日 [ただし、(4)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日]

農村整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 7,066 (6,300) 百万円】
（令和3年度補正予算額 1,700百万円）

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

＜事業の内容＞

1. 農業集落排水施設整備事業
農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
2. 農道・集落道整備事業
農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。
3. 営農飲雑用水施設整備事業
営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。
4. 地域資源利活用施設整備事業
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。
5. 集落防災安全施設整備事業
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ

農業集落排水施設
農道・集落道
営農飲雑用水施設
地域資源利活用施設
集落防災安全施設
（土砂崩壊防止施設）

農村インフラの強靱化
重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新対策、更新・撤去等

停電対策
浸水対策
耐震対策

農村インフラの高度化
生産性の向上、生産コストの削減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等

農業集落排水施設の高度化
営農飲雑用水施設の高度化
地域資源利活用施設の高度化
集落防災安全施設の高度化

農村インフラの統合・更新
処理場の統合・更新、処理場の廃止、処理場の再編・コンパクト化により維持管理・更新コストを低減

処理場の統合・更新
処理場の廃止
処理場の再編・コンパクト化により維持管理・更新コストを低減

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

施策 15 農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

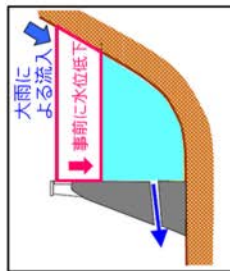
農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等



排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の氾水も防止・軽減。

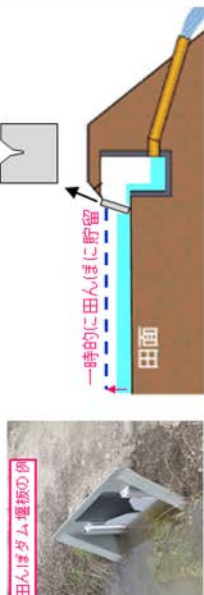


【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の氾水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

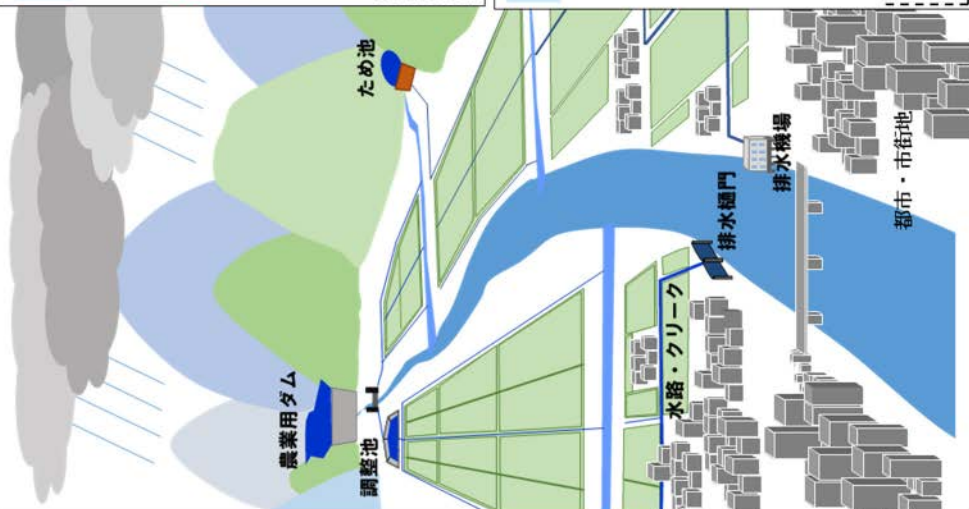


- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等



基幹水利施設管理事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 3,450（3,719）百万円】

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型（国庫補助率：30%（治水協定を締結したダムは1/3））

次の要件全てに該当するダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1 施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ha 以上、畑を受益とするものにあつては300（地盤沈下地帯にあっては100）ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型（国庫補助率：40%又は1/3）

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

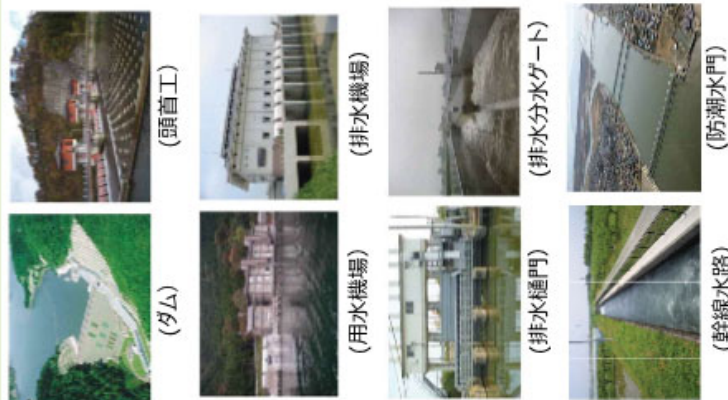
- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1 施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

水利施設管理強化事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 2,086 (1,849) 百万円】

＜対策のポイント＞

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1. の施設を除く）

【対象経費】

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
 ※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けられた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



施設の役割に応じた支援



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和 4 年度予算概算決定額 40,725（44,909）百万円】
（令和 3 年度補正予算額 42,431 百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

＜事業目標＞

浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和 7 年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

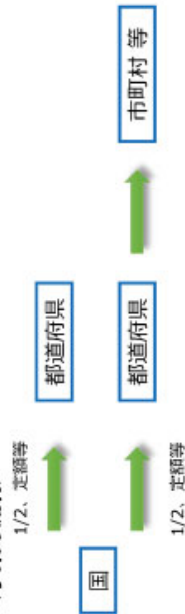
- ・ 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- ・ 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ ため池の洪水調節機能を強化するための整備
- ・ 浸水被害が頻発する地域における調査・計画策定、排水施設整備、区画整理、ハウス移動等

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】
 (令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

- ・ 畦畔除去、暗渠排水等、地域の美観に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ・ 病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土質改良を実施

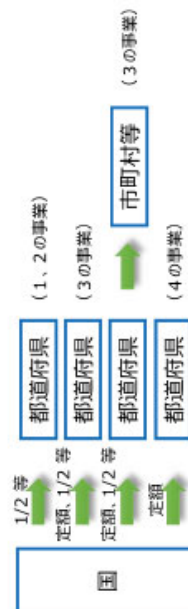
※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

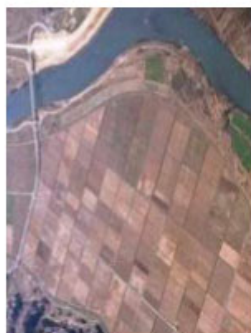
※ 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）
 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

＜事業の流れ＞



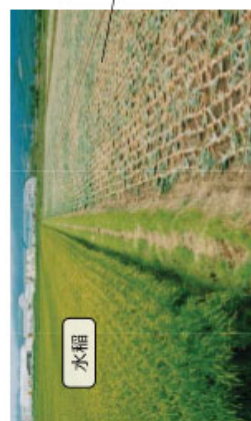
※ 下線部は拡充内容



(事業後) 大区画・整形した農地



(事業前) 小規模で不整形な農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
 (写真は収穫中のタマネギ)

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】
 (令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農地整備事業

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

附帯事業：機構集積推進事業

（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）

※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

＜主な実施要件＞

事業対象農地の全てについて、農地中間管理権を設定

事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）

（各団地：1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地）

事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に向上（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

※ 下線部は拡充内容

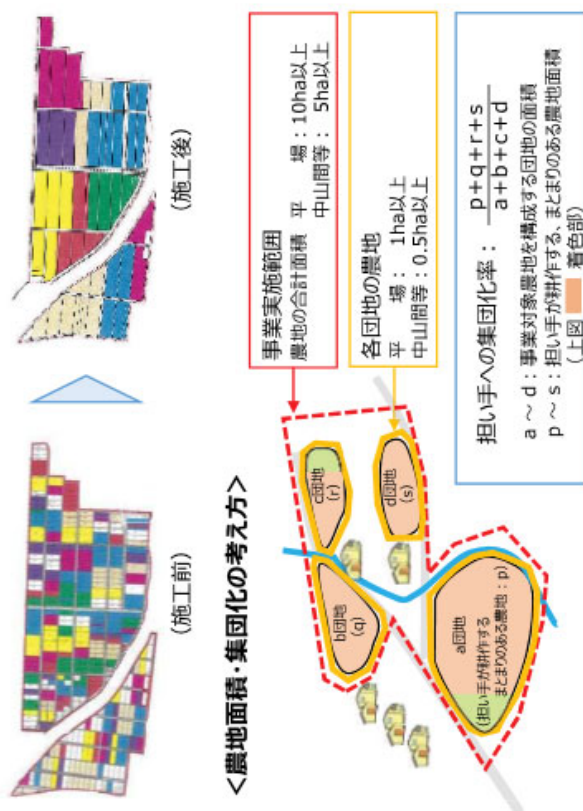
＜事業の流れ＞

1/2 等

国

都道府県

※ 農地整備事業の場合



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業

【令和4年度予算概算決定額 24,790（24,790）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

＜事業の内容＞

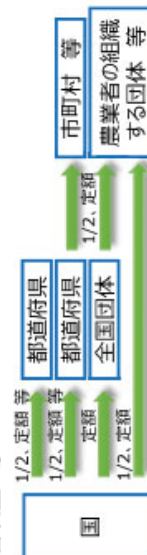
1. 地域内農地集積型
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
2. 高収益作物転換型
基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて支援します。
3. 未来型産地形成推進条件整備型
水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成樹化等の取組を併せて支援します。
4. スマート農業導入推進型
基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。
5. 病害虫対策型
病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援します。
6. 土地利用調整型
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。
※ 農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（3の事業を除く）

※ 下線部は拡充内容

【実施要件】

- ① 事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



（1、2及び4～6の事業）

（3の事業）

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
農産局園芸作物課（03-3501-4096）

＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



土地改良施設維持管理適正化事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 4,135 (3,312) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設の定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

＜事業目標＞

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 施設整備補修

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる修繕・補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の修繕・補修等）

2. 施設改善整備対策

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修（漏水防止のための水路整備等）

3. 安全管理施設整備対策

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス、通行止門扉等）の整備

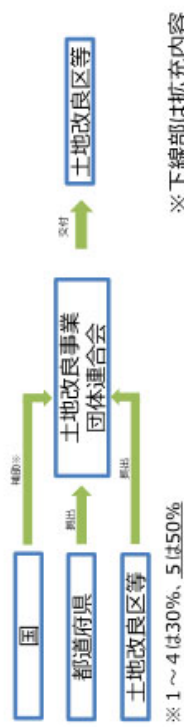
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化対策

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 48,702 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

交付単価		(円/10a)			
		都道府県	市町村	北海道	農業者等
① 農地維持支払 (4割) ※1	② 資源向上支払 (4割) ※1	③ 農地維持支払 (4割) ※1	④ 資源向上支払 (4割) ※1	⑤ 農地維持支払 (4割) ※1	⑥ 資源向上支払 (4割) ※1
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480
草地	250	240	400	130	120

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：①、②の資源向上支払は、③の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取組む場合は、④に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払		資源向上支払	
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等	・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等	・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等	・水路の泥上げ補修 ため池の外來種駆除
・農地の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等	・農道の路面維持	・水路の泥上げ補修	・ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		(円/10a)	
項目		都道府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
農地協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年参加する場合	畑	240
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	草地	40
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	400
		畑	1,000
		草地	600
		田	320
		畑	700
		草地	300
		田	40
		畑	80
		草地	40

交付金（定額）

北海道

3割以上または500ha以上 3割以上または1,500ha以上 4万円/年・組織

200ha以上 3,000ha以上 8万円/年・組織

1,000ha以上 15,000ha以上 16万円/年・組織

※下線部は拡充内容 【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

土地改良区体制強化事業＜公共＞

【令和 4 年度予算概算決定額 648 (647) 百万円】

＜対策のポイント＞

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化等を支援します。

＜事業目標＞

- 土地改良区の機能が効率的・効果的に発揮されるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制等を強化
- 令和 4 事業年度までに全ての土地改良区において貸借対照表を作成・公表

＜事業の内容＞

1. 施設・財務管理強化対策

- ・ 土地改良区管理施設の診断・管理指導、事務連合の設立や市町村単位の合併モデルの構築等
- ・ 複式簿記の有効活用に関する土地改良区への指導（連合会への会計専門家の配置）

2. 受益農地管理強化対策

- ・ 土地改良区が行う換地業務等に対する指導や所有者不明農地における財産管理制度の活用促進等

3. 統合整備強化対策

- ・ 土地改良区の合併等に当たり必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備
- ・ 中山間地域における小規模土地改良区の業務再編

4. 特定被災土地改良区復興支援対策

- ・ 特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧

5. 研修・人材育成

- ・ 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ・ 施設管理の省エネ化に係る技術指導

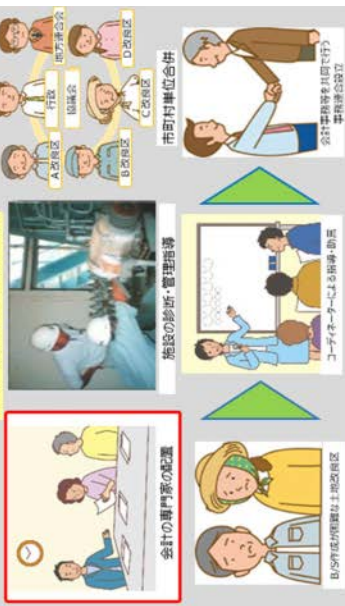
※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

施設・財務管理強化対策



受益農地管理強化対策



統合整備強化対策



特定被災土地改良区復興支援対策



研修・人材育成



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)
農村振興局水資源課 (03-6744-1363)